

誰もが安全・安心できる「ちばの食」のために

平成17年10月

千葉県食品安全協議会

はじめに

平成 13 年に我が国で初めて BSE 感染牛が確認されたことを契機に、食肉の偽装表示や輸入冷凍野菜の残留農薬問題など、食に係る問題が相次ぎ、消費者の食に対する不安や不信の高まりを見たところです。

こうした中、食品安全基本法の制定や食品に関連する法律の改正などが行われ、食品の安全・安心確保のための新しい取組みが行われています。

千葉県では、これまでの取組みに加え、食品の安全・安心の確保をより一層、図るため、新たに、県民の視点に立った、食品の安全・安心確保のための法的な枠組みづくりに取組むこととされ、千葉県食品安全協議会では、検討作業部会を設置し、食の安全・安心確保のための条例について検討することとしました。

検討作業部会では、各地域で行われたタウンミーティングでの意見等も参考に条例の策定に向け、白紙の状態から千葉県の食品行政の現状分析や、食品の安全・安心確保のために必要な事項の整理等を行い、検討を重ねてまいりました。

このたび、条例策定に当たっての基本的考え方についてまとめましたので、千葉県食品安全条例（仮称）策定に係る千葉県食品安全協議会意見として提出します。

平成 17 年 10 月

千葉県食品安全協議会

目 次

食を取り巻く状況	
1 現在までの状況	1
2 千葉県の地域特性	3
3 県民の意識	3
(1)平成15年度県政に関する世論調査(食の安全について)の結果	
(2)県民意識の社会的背景	
4 食品の安全性確保の現行施策	4
(1)生産者・事業者による自主的な食品の安全確保	
(2)食品供給行程の監視指導等	
生産段階	
製造・加工から消費に至る段階	
(3)食の安全・安心確保のためのリスクコミュニケーション	
食品の安全性確保のための課題	
1 関係者それぞれの責務や役割	6
(1)千葉県	
(2)生産者や製造・加工・流通・販売に関わる食品関連事業者	
(3)消費者	
2 リスクコミュニケーション	7
条例の必要性・方向性	7
条例の名称	8
用語の定義	8
条例に盛り込むべき事項	
1 目的及び基本理念等	9
(1)条例の目的	
(2)基本理念	
(3)県の責務、生産者・事業者の責務、消費者の役割	
2 基本方針の策定	10
3 基本的な施策	11
(1)自主的活動の支援	
(2)関係団体との協働	
(3)リスクコミュニケーション	
情報の公開	
意見交換等の促進	
施策に関する知事への提案	
4 体制の充実強化	13
(1)監視・指導及び検査体制の充実強化	
(2)調査研究の推進等	
5 組織の設置	14
6 遺伝子組換え作物・食品等	14
付帯意見	15

《添付資料》

- 1 条例検討作業部会で出された意見 1 7
- 2 タウンミーティングでの意見発言とアンケート結果
- (1)東葛地区タウンミーティング 4 7
- (2)北総地区タウンミーティング 5 7
- (3)千葉地区タウンミーティング 7 3

《参考資料》

- 1 食の安全・安心に関わる最近の主な出来事 8 5
- 2 食料の自給率 8 7
- 3 千葉県のあらまし 8 9
- (1)農林水産物の産出額等
- (2)輸入食品届出件数等
- 4 食の安全に関する世論調査 9 1
- (1)平成15年度県政に関する世論調査の結果
- (2)食の安全に関するアンケート調査
- 5 食品等に関する法令及びその概要 9 7
- 6 食品等に関する規制等の主な内容 9 9
- 7 法令で規定する関係者の責務や役割 1 0 1
- 8 食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状 1 0 5
- 9 他自治体における食品安全条例等の制定等状況 1 1 3

食を取り巻く状況

1 現在までの状況

(1) 昭和 20 年代

戦後の食料窮乏期で、食品衛生よりも、飢えを満たすことが全てにおいて優先されていた時代でした。

赤痢等の消化器系感染症も多発し、海外からの援助物質である雑穀に由来した食中毒が発生しました。

(2) 昭和 30 年代

戦後の経済復興により、生活にゆとりが生まれ、食品の多様化と大量需要が見られるようになりました。

新商品開発などの技術革新が進み、スーパーの出店が急ピッチで進むなど、食品の流通構造に変化が見られるようになりました。

こうした食品事情とともに、添加物の使用量と種類は戦後から大幅に増加し、添加物の内、法指定添加物の品目数は、1950～60年代に急激に増えました。

また、この頃から食事内容に変化が見られ、主食の中心が、米飯からパン、めん類に変わるとともに、肉、乳、卵類などの畜産物の副食が増え、副食材の調理のために、食用油などの調味料の使用が増加しました。

食品関係の健康被害は、森永ミルク中毒事件など、化学物質の汚染による中毒事故が発生しました。

(3) 昭和 40 年代

高度経済成長が進み、食品産業の大規模化や食品流通の広域かつ大量化により、食生活は豊かになりました。この頃の食料自給率は、およそ73%でした。

食品は、簡便化、調理済食品化、洋風化、高級化、健康志向などのニーズの多様化が見られました。

この頃は、外食産業が誕生した年代であり、40年代後半には、コンビニエンスストアが登場しました。

昭和44年には、米の生産過剰による減反が始まり、食品の輸入自由化が進みました。

一方、農産物の生産性向上のため、化学肥料や農薬を多量に使用したことにより、自然環境の土壌や水質にさまざまな悪影響を及ぼしました。

さらに、諸外国から市場開放要求が強まり、国際的な調和が求められました。

(4) 昭和 50 年代

国内経済は安定成長し、食料自給率は、54%に低下しました。

食品の冷凍や保存等の技術が高度化し、冷凍食品、レトルト食品、調理済食品などの加工食品の生産が増え、また、輸入食品の件数や量が増加しました。

また、消費者ニーズが多様化、個性化し、食品は少品目大量生産から多品目少量生産へと変化しました。

一方、健康志向が高まりの中、健康食品や自然食品ブームとなりました。

(5) 昭和 60 年代から平成 9 年

国際化、情報化が進み、食の嗜好も簡便性から本物、手作り志向など多様化を示す一方、輸入食品への依存度が高くなり、食料自給率は、53%となりました。

また、食品の保存技術の高度化や輸送時間の短縮などにより、食品流通が広域化・大量化の傾向を示し、食品を取り巻く環境が大きく変化しました。

食品業界による安全管理の取組みとして、HACCP(危害分析重要管理点)方式による衛生管理やISO9000 シリーズによる品質管理システムが普及し、さらに、環境管理システムのISO14000 シリーズも食品・農業分野に適用されていきました。

この頃に、有害物質が混入した輸入ワイン事件や農薬の残留問題などが発生し、輸入食品の安全性確保が問題となってきました。

昭和63年には、北海道で患者数が1万人を越す錦糸卵による食中毒が発生し、平成8年には、全国で腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒が発生しました。

また、英国で端を発した牛海綿状脳症(BSE)の問題は、世界中に波紋が広がりました。

(6) 平成 10 年から現在

BSE問題を契機として、食の安全・安心の確保がクローズアップされるようになりました。

食料自給率は40%となり、私たちが毎日口にする食品は、60%が輸入食品に支えられています。(図参照)

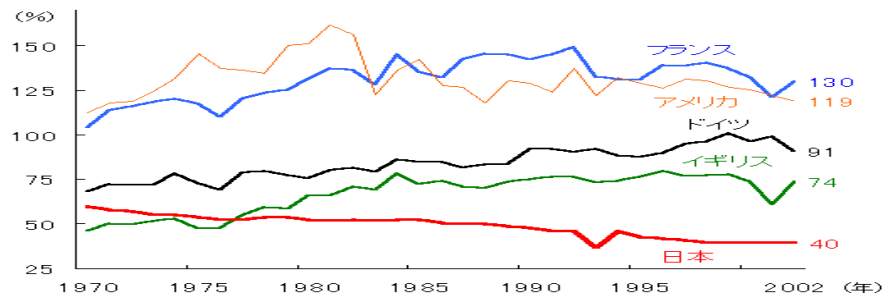
食品による健康被害は、魚卵製品の腸管出血性大腸菌O157による食中毒(平成10年)や、乳製品の黄色ブドウ球菌毒素により患者数が約13,420名となった食中毒(平成12年)など、大規模集団食中毒が発生しました。

そして、平成13年に千葉県内で国内初のBSE感染牛が確認されました。

その後も食品の偽装表示問題、指定外添加物の使用問題、輸入ダイエット用健康食品による健康被害の発生など、食品に関わる諸問題が発生しました。

こうした中、「消費者の健康保護の最優先」、「リスク分析手法の導入」が食品の安全確保に関する基本原則として位置付けられ、平成15年に食品安全基本法の制定や食品衛生法、健康増進法等の改正などの法整備が行われるとともに、行政組織の再編が講じられ、食品安全システムの再構築がなされました。

食料自給率の推移



2 千葉県の地域特性

千葉県は、大消費地である首都圏に位置しているとともに、全国有数の農林水産物の生産県であり、全国への供給県として大きな役割を果たしています。

そして、全県で千産千消、千産全消を展開し、販売に対するネットワークの構築も進めています。

また、多くの食品の製造・加工・流通の拠点を有しており、農林水産物の生産分野、食品の製造加工業、消費の各構造がバランスよく構成されています。

さらに、輸入の玄関口として、多くの輸入食品を受け入れる成田空港や千葉港を擁しています。

3 県民の意識

(1)平成 15 年度県政に関する世論調査（食の安全について）の結果

食品の安全性に関心を持っている人が、約 6 割となっています。

食品の安全に関する心配事については、「輸入食品や遺伝子組換え食品の影響」が 4 割を超えて最も多く、次いで、「食品添加物の使用の有無」と「残留農薬の影響」が、これに続いています。

農林水産物の購入の際に重視することは、「国産か輸入品かの区別」が 7 割弱で、県内産品を気にする人は、1 割強となっています。

食品表示の確認状況では、「確認する人」が約 9 割を占め、重視している表示は、「期限表示」が 9 割で突出し、続いて、「保存方法」、「添加物表示」、「原産地」の順となっています。

「ちばエコ農産物」認証の認知度は、2 割弱ですが、購入経験は半数を超え、「通常栽培の農産物と値段が同じなら購入する」との人を含め、今後の購入意向は、約 9 割となっています。

食品安全確保のための県への要望としては、「食品の安全に対する監視・指導・検査の強化」が特に多くて 7 割を超え、次いで「監視・指導・検査

結果の公表」、「食品の安全に関する正しい知識の普及・啓発」の順となっています。

(2) 県民意識の社会的背景

BSE 問題、輸入冷凍野菜の残留農薬問題、偽装表示問題、未登録農薬の使用、いわゆるダイエット用健康食品問題など、食品を取り巻く様々な事件の発生を契機に、消費者の食品の安全性に対する不安や不信が高まっています。

食の外食化の進展、加工・調理済食品への依存、食の国際化の進展によって、食品のリスクは化学物質全般へと拡大してきました。

国際的な安全基準の規制緩和の流れの中で、輸入食品の残留農薬などの安全についても危惧されています。

輸送方法の合理化や輸送時間の短縮により、食材の生産や食品の加工・調理の現場と消費者の食卓との距離が離れ、消費者にとって生産者の顔が見えなくなったことから、食品に対する情報が不足し、消費者の不安感が高まっています。

表示については、原産地の偽装表示などの事件による食品の表示への不信や、表示方法の複雑さから消費者にとって表示がわかりづらいとの声も多く、表示制度の運用についての疑念の声もあります。

BSE 問題や遺伝子組換え食品については、国が科学的な知見に基づく安全性の評価をしていますが、専門家や消費者の中でも安全や安心についての考え方や判断に差があるようです。

4 食品の安全性確保の現行施策

(1) 生産者・事業者による自主的な食品の安全確保

千葉県では、中長期的な県政運営の基本方向を具体的に示した「ちば 2004 年アクションプラン」で、日本一の安心農産物「千葉ブランド」の確立を掲げ、安全・安心・新鮮でおいしい「千葉ブランド」を供給する体制を、生産者が行政と共に構築し、「千葉ブランド」の良さを幅広く PR しています。

そして、食料の供給という重要な役割を果たしている農林水産業を応援し、消費者とも連携しながら、魅力ある農山漁村作りの推進や、資源循環型農林水産業の推進も行っています。

食品衛生管理の手法としての HACCP や製品の品質保証を管理する ISO 認証の価値や必要性が注目されてきたため、様々な製造現場で HACCP の導入や ISO 認証が進められています。

また、HACCP の管理手法は、中小の食品製造業や農作物生産（農薬の管理等）などにおいても導入が進められてきています。

これからは、行政の監視指導により安全・安心を確保するだけでなく、生産者・事業者の自主管理により、安全・安心を管理する時代になっています。

(2)食品供給行程の監視指導等

食品安全行政の政策は、農林水産物の生産段階と食品の製造・加工から消費に至る段階とに大きく分けられ、関係法によって規制や監視が行われています。

生産段階

農業生産の安定、増進、振興並びに健康の保護を目的に、農薬、肥料、飼料、動物用医薬品の製造・販売について規制され、法違反について、製造者や販売者に対して行政処分が規定されています。また、農薬の使用については、生産者に対して適正使用が指導されています。

製造・加工から消費に至る段階

食品衛生法を中心に、衛生上の危害の発生防止による健康の保護を目的として、規制と食品営業施設等に対する監視が実施され、法違反について営業者に対する行政処分が規定されています。

食品衛生に関する監視指導は、食品衛生法に基づく「千葉県食品衛生監視指導計画」を毎年度定めて、県の実情を反映したより一層効果的な監視指導を実施するとともに、食品営業者等による自主的な衛生管理体制の推進や消費者への情報提供などが行われています。

(3)食の安全・安心確保のためのリスクコミュニケーション

「食の安全・安心フォーラム」を、毎年開催し、県民への食の安全・安心に関する情報提供と意見交換が行われています。

また、食品の安全性確保についての理解を深めるため、学識経験者及び消費者団体並びに生産者・事業者等で構成される「千葉県食品安全協議会」が設置されています。

食品の安全性確保のための課題

千葉県は、農林水産業、食品の製造加工業、消費地がバランスよく構成され、また、首都圏の大消費地に位置し、成田空港や千葉港など食品の輸入拠点をもっていることなどから、生産者・事業者、消費者、行政が、それぞれの責務や役割を認識し、協働して、次のような食品の安全・安心の確保に取り組むことが求められています。

また、食について関心を持ち、考える習慣を身につけるなど健康的な食生活の実現や、消費者ニーズに対応した新鮮でおいしい県産農産物の提供の推進、さらに、環境に配慮した「人と環境にやさしい食品づくり」を推進していくことが必要です。

1 関係者それぞれの責務や役割

(1)千葉県

生産から消費に至る各段階の関係者による食品の安全確保の活動を支援することが必要です。(生産から流通・消費までのトレーサビリティシステムの導入、食品事業者の食品衛生管理体制、生産者に対する農薬等の適正使用、畜水産物の衛生管理など)

農薬等の適正使用、製造・加工・販売施設の衛生管理、適正な食品表示についての監視指導や、輸入食品の安全確保、食品中の化学物質の検査体制の整備を図ることが必要と考えます。

食品の安全・安心が損なわれる重大な事態が生じた場合やそのおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための必要な体制を強化するとともに、国や他の地方公共団体と連携することが必要です。

県内を流通する輸入食品の検査の強化や検査体制の充実が必要です。

食品等の苦情に対して、速やかな対応の体制づくり、県民・事業者・行政との危害情報の共有化の推進が必要と思われます。

(2)生産者や製造・加工・流通・販売に関わる食品関連事業者

食品の安全・安心の確保が県民の共通の願いであることを認識し、それぞれの立場で食品の安全管理体制を強化するとともに、食品の適正表示を確保し、正確で適切な情報提供を行うことが必要です。

(3)消費者

食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、県の施策に対し意見を表明するなど自ら参画して食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすことが必要です。

2 リスクコミュニケーション

消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解を促進するため、リスクコミュニケーション（関係者間の情報や意見の交換）を推進し、BSE問題や遺伝子組換え作物・食品など、さまざまな食品に関する問題について、情報の共有や相互理解を深めていくことが大切です。

また、食品の安全・安心の施策に県民の声を反映するために、リスクコミュニケーションを通して、生産者・事業者、消費者、行政が食品の安全・安心について、共に考えていく場を増やすことが必要とされます。

条例の必要性・方向性

国全体の食品安全行政が新たな方向に向かい、また、地方分権の流れの中で、食品の安全・安心の確保は県政の中でも重要な政策課題の一つであると考えます。

1 千葉県も、次のような背景等を踏まえ、食品の安全・安心を確保するための基本的な考え方や施策の方向性を示した条例を制定することが必要と考えます。

(1)BSE 問題や食品を取り巻く様々な問題の発生を契機に、食品の安全性に対する不安が高まり、平成 15 年に食品安全基本法が制定されるなど、国全体の食品安全行政が新たな方向に向かい、千葉県も食品の安全・安心の将来的な方向性や展望を示し、県民の生命や健康の保護を最優先とした、県民の視点に立った「食品の安全・安心」に向けた取組みが求められています。

また、食品の安全・安心と環境は密接に関連していることから、自然環境に与える負荷を軽減した農作物の生産等、環境に配慮した「人と環境にやさしい食品づくり」の推進が求められています。

(2)千葉県は、首都圏の大消費地に位置するとともに、全国有数の農水産物の生産地を有し、全国に対する供給地であり、多くの食品の製造・加工、流通拠点を有しています。

また、多くの輸入食品を受け入れる成田空港や千葉港などを擁しているため、千葉県の「食品の安全・安心」が全国に与える影響は、大きなものがあります。

現在、全県で千産千消、千産全消を展開するとともに、「ちばエコ農産物」など、環境に配慮した「人と環境にやさしい食品づくり」にも積極的に取り組んでいます。

このような千葉県の特色を踏まえ、いつでもどこでも誰でも安心して食品が購入できる千葉県を目指して、関係者がそれぞれの責務や役割を認識し、協働することが求められています。

そのためには、関係者が協働して食品の安全・安心の確保のため、リスクコミュニケーション（関係者間の情報や意見の交換）を推進することが大切です。

また、食を生産する場合は、環境と密接に結びついていることから、地域を中心とした環境改善の取組みや、リスクコミュニケーション等を活用して、環境問題の理解を深めていくことも大切です。

2 条例の内容は、出来るだけ多くの県民の声を取り入れながら、千葉県風土になじんだ、県民が分かりやすい条例であることが大切と考えます。

また、条例の前文に、方向性、決意、宣言や、条文に入れられない事項などを盛り込むなどの工夫を希望します。

3 安全な食品を購入する消費者の権利を条例に記載することについて、条例の制定作業の中で検討していただきたい。

条例の名称

条例の名称には、少し工夫をし、県民にすぐわかってもらえるような、親しみやすい名称が良いのではないかと考えます。

例として「安全・安心」という言葉を入れることや、「食の安全・安心を確保するための条例」などの意見がありました。

用語の定義

条例に用いる用語の定義については、食品安全基本法でも生産者の定義づけが明確ではないので、生産者の定義づけを明確にしてほしい、千葉県は畜産も盛んなので、農林の中に含まず畜産という言葉で表現して欲しい、食・作物・食品の違いを明確にして欲しいなどの意見がありました。

条例に盛り込むべき事項

これまでの条例の必要性・背景などを踏まえ、条例に盛り込むべき事項を、次のとおりまとめましたので、これらの趣旨を生かした条例が制定されることを望みます。

1 目的及び基本理念等

(1) 条例の目的

老人から子供、特定の食品に対し健康への影響を生ずる人など、全ての人に配慮し、すべての県民の健康の保護のため、どこで食べても安全・安心な食品を確保していく必要があります。

条例は、食品の安全・安心について将来的な方向性と展望を示す必要があります。

また、関係者がそれぞれの責務や役割を認識し、協働していくことが大切であり、条例の目的については、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・ 県民の健康の保護のため、食品の安全を確保し、すべての県民が安心できる食生活の実現に寄与すること。
- ・ 食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定めること。
- ・ 県及び生産者・事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにし、認識することにより協働して、食品の安全・安心を確保していくこと。
- ・ 食品の安全・安心の確保に関する施策について基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

(2) 基本理念

県民の健康の保護を最優先し、関係者が連携して食品の安全性の確保に取り組む必要があります。

施策は、予防原則の考え方を取り入れる必要があります。

また、食品等の安全性は、環境と密接に結びついていることから、環境保全の取り組みも大切なことと考えます。

基本理念は、県民に分かるように明確にし、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・ 県民の健康の保護が最優先であること。
- ・ 県、生産者・事業者及び消費者の意見の交換等による情報の共有、相互理解と協力を推進すること。

- ・県民の健康への悪影響が未然に防止されるよう、科学的知見に基づいた監視・指導等適切な施策を講じること。
- ・県、生産者・事業者及び消費者は、その取組みが環境に及ぼす影響について配慮し、環境の保全に努めること。

(3) 県の責務、生産者・事業者の責務、消費者の役割

食品の安全・安心を確保するため、予防原則の考え方を取り入れ、法令に規定される責務のみならず、関係者それぞれが、食品の安全性確保のための自主的な取組みを、主体的に推進していくことが大切であることから、次のような関係者の責務と役割に関することを盛り込むべきと考えます。

(県の責務)

- ・総合的かつ計画的に施策を推進すること。
- ・食品の生産から消費までの各段階に応じた適切な施策を講じること。
- ・食品の安全・安心を高めるための自主的な取組みを支援すること。
- ・国・他の地方公共団体との情報の交換及び連携を図ること。

(生産者・事業者の責務)

- ・安全な食品を提供する責任を自覚し、関係法令を遵守するとともに、食品の安全・安心の確保のための自主的な取組みを推進すること。
- ・食品の安全・安心に関する正確かつ適切な情報を提供すること。
- ・県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策への協力及び意見の表明をすること。

(消費者の役割)

- ・食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めること。
- ・県の施策に対し意見を表明するなど自ら参画して食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすこと。

2 基本方針の策定

条例に基づき食品の安全確保のための基本的な施策の方針を示し、効果的に施策や事業を進めることが大切です。

基本的な方針は県民に公表され、リスクコミュニケーションにより、県民にとって身近なものとすることや事業などの進捗を管理することが重要であり、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・食品の安全・安心の確保のための施策の方向性を示す基本方針を策定すること。
- ・基本方針の策定・変更に当たっては、県民からの意見を聴取すること。（パブリックコメントの実施）
- ・策定した基本方針を公表すること。

3 基本的な施策

食品の安全・安心を確保するために、県が主体となって自主的な活動の支援や関係団体との協働などの施策を、一層推進することが必要だと考えます。

（１）自主的活動の支援

食品の安全・安心を確保していくためには、生産者や製造・加工者、消費者などの協働が必要です。

このためにそれぞれの事業者が行う自主的な取組みに対し、行政が積極的に支援していく必要があります。

県が行う自主的活動の支援の例としては、

- 「生産から流通・消費までのトレーサビリティシステムの導入への支援」
- 「生産者に対して農薬・化学肥料等の適正使用についての生産技術の支援」
- 「生産者に対する畜水産物の衛生管理についての指導・支援」
- 「製造・加工・流通業者に対する食品衛生管理体制への支援」
- 「『ちばエコ農業』の取組みへの支援」

などが考えられ、生産者・事業者に対する自主的活動の支援として、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・生産から消費までの各段階の関係者による自主的活動を支援し、「安全・安心な食品」の生産供給体制の確立を促進すること。

（２）関係団体との協働

食品の安全・安心確保のためには、すべての関係者が一体となって意識を高めていかなければなりません。

生産者や製造・加工者、消費者の関係者それぞれの取組みが大切であることはもちろん、これら関係者の団体と協働した支援の推進、意見交換の実施が必要であり、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・消費者団体、生産者・事業者等の団体と協働して、施策の推進を図ること。

(3) リスクコミュニケーション

情報の公開

安全で安心な食生活をおくるためには、食品の安全・安心に関する情報が必要です。

しかし、消費者や関係者の持つ情報にはその量や内容に違いがあり、特に消費者は、食品の安全性や行政が行う施策や事業についての情報を的確に得ることを望んでいます。

消費者の求める情報について、公開や開示により積極的に提供されることが必要です。このことから、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・ 正確でわかり易い、かつ、適切な情報を提供し、正しい知識の普及・啓発を推進すること。
- ・ 積極的な情報の提供及び広報活動の充実を図ること。
- ・ 食品の安全・安心に関する県の施策及びその結果等の公表をすること。
- ・ 情報の共有化と関係者間の連携強化及び相互理解を図ること。
- ・ 食品表示の適正化のための普及・啓発を推進すること。
- ・ 食育に関する情報提供を推進すること。
- ・ 遺伝子組換え作物・食品等に関する情報提供を推進すること。

意見交換等の促進

食品の安全・安心に対する考え方には、立場により違いがあります。

多くの情報を得てそれぞれの取組みなどを互いに理解するため、意見や情報の交換を行うリスクコミュニケーションを充実、促進することが望まれますので、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・ 消費者、生産者・事業者、学識経験者等における意見や情報の交換を促進するため、毎年度1回以上意見交換等を行うこと。

施策に関する知事への提案

消費者の視点から、県民や生活者の健康を守っていくために「何が必要か」を検討し、県民による施策への参加やリスクコミュニケーションなどを通じた県民による施策に対する提案をすることが重要であり、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・意見や情報の交換の場を通じた施策に関する提案をすること。
- ・知事へ施策に関する申出をすること。
- ・提案に対する知事の考え方を公表すること。

4 体制の充実強化

(1) 監視・指導及び検査体制の充実強化

行政の責務として、適正に食品の安全・安心の確保のためのリスク管理を実施していくため、事業者への監視・指導や食品の検査の一層の充実強化が望まれます。

このため、監視・指導及び検査体制の充実強化について、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・食品の生産から消費までの各段階における監視・指導及び検査体制の充実強化を図ること。
- ・食品の安全・安心を確保するための予算・体制の充実を図ること。
- ・食品表示の適正化のための監視・指導を強化すること。
- ・遺伝子組換え食品の監視指導を強化すること。
- ・食品の安全・安心が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための必要な体制を強化すること。

(2) 調査研究の推進等

情報を収集、分析しそれを事業者の自主的取組みへの支援など施策へ反映するとともに消費者や事業者へ情報提供されることが必要です。

このため、調査研究の推進等について、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・情報の収集及び分析、研究調査を推進すること。
- ・成果について普及・啓発を図ること。

5 組織の設置

食品の安全・安心に係る検討の場として、知事の附属機関の設置が必要と考え、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・食品の安全・安心に係る検討の場を設置すること。
- ・上記の場において、提案された施策について審議、答申、建議等を実施すること。

6 遺伝子組換え作物・食品等

遺伝子組換え作物・食品等は、消費者等にとっては不安との声が、タウンミーティングでも寄せられています。

遺伝子組換え食品については、商品の選択に必要な情報提供や遺伝子組換え食品の適正な表示の監視・指導が重要です。

また、遺伝子組換え作物による一般作物との交雑や混入の問題について、何らかの措置が必要であるとの意見がありました。

このことから、次のようなことを盛り込むべきと考えます。

- ・遺伝子組換え作物や食品に関する適切な情報を提供すること。
- ・遺伝子組換え作物の栽培・自生による他の作物との交雑や混入の防止等に関し「必要な措置」を講ずること。

「必要な措置」については、千葉県の実情を踏まえた別途の条例や行政指導のためのガイドラインの策定の必要性等について、本作業部会とは「別の場」を設けて検討を行い、知事はできるだけ早く方針を明らかにするべきと考えます。

なお、遺伝子組換え食品等の安全性の審査は、国において実施されており、安全性の審査が終了したものだけが国内流通されているので、規制する必要はないとの少数意見もありました。

付帯意見

千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会で取りまとめた「誰もが安全・安心できる『ちばの食』のために」を踏まえるとともに、次の意見を添えて、千葉県食品安全条例（仮称）策定に係る意見として提出します。

条例は、時代の変化や状況に合わせて見直しを図っていく必要があるもの
と考える。

消費者、生産者・事業者、行政等の情報の交換のためにリスクコミュニケーションは重要である
と考える。しかしながら、県民に正しい情報をいかに伝えるかは、非常に難しいことなので、
専門家の意見を聞くなど、リスクコミュニケーションの手法について検討・工夫する必要がある。

千葉県の食品の安全・安心に関する基本的施策については、情報の公開と
開示が優先するということを強調する必要があると考える。

条文で使われる用語については、明確に定義づけることが必要と考える。

食品の安全・安心を確保するためには、継続した取組みを実施していかな
ければならないもの
と考える。

条例検討作業部会で出された意見

第 1 回から第 6 回までの条例検討作業部会では、検討の過程で次のような意見が出されました。

条例の必要性・背景

(背景)

- ・ 平成 15 年度県政に関する世論調査の結果によると食品の安全性に関する関心は大きく、輸入食品、遺伝子組換え食品、食品添加物、残留農薬、環境ホルモンといった非常に現代的な問題について、多くの消費者が不安を持っています。
- ・ 自給率は 4 割で、6 割が輸入品で、その輸入品について考えていかなければならないと思います。
- ・ あまりにも食の安全に不安を持つような事態が起こり、個人的に防衛するだけでは解決できない問題が多くなり、単に選ぶだけでは不十分だと思うようになってきました。
- ・ 安全な食の状況を残していくのは、次の世代を生んだ者の責任だと思います。

(必要性)

- ・ 地方分権という流れの中で、食品の安全・安心は県政の中でも重要な政策課題の 1 つだと思います。
- ・ 国全体の食品行政が新たな方向に向かっている中で、県政の重要な政策課題として条例としてキチンと確立して将来的な方向性と展望を示すべきではないかということで、条例の必要性を確認すべきだと思います。
- ・ 消費者の健康保護を最優先に考えた安全確保、厚労省・農水省の横の連絡、リスクアナリシスの導入が必要で、そのために食品安全委員会が作られ、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションを行政に中に取り入れた食品安全基本法が作られ、各都道府県においても、同じレベルの県独自の、県の特性を活かした安全条例、県民サイドにたつという発想に基づく事業を進めていく基になる条例を作ろうという動きがでてくるようになりました。
- ・ 国の食品安全行政が大きく転換したことに伴い、条例が必要になったことを付け加えていただきたい。

(条例のつくり方)

- ・ 誰かが作るのではなく、出来るだけ多くの県民の声を取り入れながら、それぞれの立場で条例案について考えながら、作っていったらと思います。
- ・ タウンミーティングで生の声、言葉をできるだけ盛り込むような工夫をしていったらと良いと思っています。
- ・ 条例という枠組みの中に入れることが、技術的に法律論的に難しいことは、前文のようなものをつけて、憲法の前文のような雰囲気や決意や方向性を宣言するとか、あるいは条例そのものには盛り込めなくても条例を作るに当たっての宣言、声明を盛り込む等の工夫ができるのではないかと。

(条例の内容)

- ・ 消費者ではなくお客さまの立場にたった条例が、千葉県風土になじんだお客様のための条例ができれば良いのかなと考えています。
- ・ 基本的には理念条例というように聞いていますが、実際の対策や規制と齟齬なく結びついていくことが大切ではないかと。
- ・ 何らかの形で一般の皆さんにインパクトを与えるものにならなければいけない。
- ・ 具体的にいろいろな不安を持っている例えば添加物や化学物質の問題等を条例の中に組み入れていくというか、表現していくという事が身近に感じる、インパクトを与えるということで重要ではないかと。
- ・ 将来的に目指すのは「いつでもどこでも誰でも安心して食品が購入できる千葉県」、あるいは先ほど観光の話がありましたが、「いつでもどこでも誰でも安心して食べられる千葉県」というようなキャッチフレーズや文言をできるだけ入れていく。
- ・ 県民の視点を中心としたものにすれば良いのではないかと。
- ・ 生産や製造・加工業者への規制が多いという事は、政府が生産者や事業者を規制することによって、国民の安全を守ろうとしているということです。
- ・ 今回の条例では、それとは全く別の逆のロジックで、消費者の視点から、県民や生活者の健康を守っていくためには、「何が必要か」が検討される必要があるのではないかと。
- ・ 消費者基本法も食品安全基本法も、消費者の視点に立っているというところが重要で、今回の条例も間接的な規制ではなく、消費者が対等な立場に立った法律ができれば良いと思います。

- ・ 規制についても必要であると作業部会で判断するのであれば、考えてみても良いのではないか。規制している法律とは別の見方をすれば良いのではないか。
- ・ 消費者の権利から始まる食の安全・安心を確保する条例が必要だということが、もっと明確にされていたほうが良い。
- ・ 権利の侵害は絶対にいけないが、消費者の権利を尊重した施策が進められているのであれば、更に重ねて権利をいう必要性があるのか。
- ・ 千葉県も消費者がわかりやすいような条文にしていきたい。

条例の名称

- ・ 条例案のネーミングにも少し工夫したらどうなのかな、県民の人にすぐわかってもらえるようなネーミングにも少し工夫したらどうなのかなと思う。
- ・ 「安全・安心」という言葉を入れてほしい。
- ・ 「食の安全・安心を確保するための条例」としてほしい。
- ・ 千葉県食品安全条例は、まだ仮称ですが、これを作物として活かすのであれば、前回の作業部会でも話題になったように「千葉県食の安全条例」という形で、 範囲を増やせば、名称と一致すると思います。
- ・ 条例の名称と定義が一緒になっているのが気になります。
- ・ 条例の名称は として最初の4行を書く。

条例の定義

- ・ 食品関連事業者という定義づけの中で、農畜水産物の生産者の定義を明確にすれば良いのではないか。
- ・ 食品安全基本法でも生産者の定義づけが明確ではないので、生産者の定義づけを明確にすれば良いのではないか。
- ・ 生産者の定義の中に「畜産」を明確に入れてほしい。
- ・ 定義についてはいままで論議していませんでしたが、食にするか食品にするかをここで論議するのか分かりませんが、食と食品をきちんと定義すればよいと思います。
- ・ 用語の定義を とする。 の用語の定義は、例えば「条例に用いる用語の定義については」として、後は文章が入り、最後に「食・作物・食品の違いを明確にして欲

しい」としてはどうかと思います。

条例の目的

(全体)

- ・ どこで食べても安心な食品を食べていきたいということが1つの想いです。
- ・ どこでも売っているものがすべて正しいという安心が欲しいと思います。
- ・ 安全なものがキッチンと提供され、どこで食べても安心なものを提供していただきたいと思います。
- ・ 食は人を良くするもので大事なものだと思っています。
- ・ 基本法を大前提とした千葉県らしい条例、県民の健康保護が第一優先という条例になってほしいと思います。
- ・ 「健康の保護」というより、県が県民の健康のためにサポートするというような表現で、県民側にたった表現にしたら良いのではないかと。

(対象者)

- ・ 県民の保護、体制の面からも老人や子供に対して将来的な方向性を示すのが、この条例の基本的な役割ではないかと考えています。
- ・ 少数の人が反応してしまうケースも大事にして欲しい。
- ・ 少数のアレルギーの人にも配慮した「人に優しい食品づくり」も必要ではないか。
- ・ 「条例の目的」のところの「老人から子供、少数のアレルギーの人にも配慮し、」の「少数の」は必要ないのではないのでしょうか。
- ・

(方向性)

- ・ 基本的には食品安全基本法の精神を千葉県でどのように活かしていくのかというところを、大きな方向性として確認していくべきではないか。
- ・ それぞれの責務をどのように考え、どのように果たしていくのか、また、従来の規制をどのように新しい形で活かしていくのか等、今回の条例の目指していく方向性として考えていく必要があるのではないかと。

(役割分担)

- ・ 生産・製造・消費の3者が一体となってやっていける条例ができたらと思います。
- ・ 県民が安心して食べられるために、関係者の役割分担を決めていく。

(消費者の権利)

- ・ 消費者の権利という言葉を目的なり、基本理念なりに入れていただきたい。
- ・ 消費者基本法の中でも、表現は違いますが、明確にうたわれていますので、なんらかの形で消費者の権利を入れていただきたい。
- ・ 目的に消費者の権利をうたいたいと思います。
- ・ 千葉県消費者保護条例のように明確な形で盛り込むのではなく、例えば、目的に「消費者の権利の重要性に鑑み」とか「消費者の権利を尊重し」とかのような形で一言入れられるかどうか事務局で検討いただきたい。
- ・ 「消費者である県民の権利と役割を明らかにし」というように権利をいれたらどうか。
- ・ この条例自体は、それぞれの当事者が食品の安全・安心をどうするかという役割を中心に書かれていますが、唯一 8 ページに「消費者の権利」という言葉がでてきて、「条例の検討作業の中で消費者の権利について記載することを検討していただきたい。」とあります。
- ・ 消費者の立場とすれば、様々な情報を提供して欲しいということ、消費者の権利として捉えるのですが、聞くところによると「消費者の権利とは何か」も再定義されるような話も聞いていますが、その辺のところはどうなのか。
- ・ 昨年、消費者基本法が成立し、その中で消費者の権利として「知る権利」あるいは「安全が保障される権利」などが、国の法律としても明確に定義されたという事実があります。
- ・ 今、説明があったようにそれを受けて千葉県が、消費者保護条例を改正されるということですが、千葉県保護条例は、以前から消費者の権利については、昭和 64 年の改定だと思っていますが、既に入っているということで、全国的にも評価されている内容だと聞いていますし、理解しています。
- ・ 私が申し上げた消費者の権利は、例えば他県の条例にあるように「消費者の権利に鑑み」とか「消費者の権利を尊重して」とかいうように、言葉として入れていただきたいということで、そう深く条例の中で位置づけていただきたいということでは、

ありません。

- ・ 食品の安全、消費者の安全は、私の認識の範囲ですが、世界の日本の流れの中で、消費者・国民・県民は基本的に「正確な情報を知る権利」あるいは「安全が保障される権利」を持っている。
- ・ その権利を守る立場で、県行政や生産者・製造者の皆さんがそれぞれの責務を考えていただくという発想が必要ではないかという意味です。
- ・ 消費者の権利と言っていますが、県行政や生産者・製造者の皆さんも消費者である訳ですので、県行政や生産者・製造者と区別する意味で言っているわけではなく、全県民の立場に立って条例が考えられなければいけないという趣旨ですので、ご理解いただきたいと思います。
- ・ この中をずっと見ていると、消費者の権利という言葉が、唯一ここだけなので、特出されるのであれば、どのように書かれるのか。
- ・ 消費者の権利について、1から見直すとの事ですので、この作業とその作業（千葉方式とかで、白紙の状態から作ると聞いたので）がうまくマッチングするのでしょうか。
- ・ この条例をつくるのに、仮に盛り込むとして間に合うのか。
- ・ 健康の保護のために、安全な食品を購入する権利、あるいは購入するための正確な情報提供を受ける消費者の権利があるのだということを、根拠として記載することは良いのですが、実際に作業が間に合うのかどうかということです。
- ・ タイムスケジュールからすると、(消費者保護条例の改正と)どちらが先になるのか、同時が一番望ましいかもしれませんが、こちら（食品安全条例）が先になったとしても、「条例の必要性・方向性」が、条例の前文に盛り込まれると理解していますが、にあるような表現が記載されるという理解でよろしいか。
- ・ われわれ部会としても、条例は必要であり、その方向性はここに記載されています。

基本理念

(全体)

- ・ 予防原則という言葉も何らかの形で入れていただきたい。
- ・ 食品安全基本法は予防原則という言葉を使用しないで、うまく表現していますが、その様な事も含めて基本理念等に入れていただきたい。

- ・ 目指すべき理念が県民にわかるように、明確に盛り込むことが重要ではないか。
- ・ 理念に「食の安心の確保」を入れていただきたい。

(環境)

- ・ 環境については、循環型ということをして千葉県として、より強く進める必要があるのではないかと。
- ・ 食べ物と環境は切っても切り離せないもので、食の安全ということで環境も理念の中に盛り込んでいくべきだと思います。
- ・ 食を生産する場として、水・土壌・森・里山・里海などは環境と密接に結びついているので、その環境が守られることが条例に盛り込まれるべきだろうと思います。
- ・ 持続可能な農業として、有機農業の振興も加われば、食の安全を求める消費者としてはうれしい。
- ・ 環境を大事にしていきたいと思います。
- ・ 環境について、もっと強く、環境を主体的に守っていこうという表現をしていただきたい。
- ・ 環境保全に努めるという立場でまとめていただきたい。
- ・ 県、生産者・事業者及び消費者は、それぞれの事業及び生活を行う地域において、環境保全に努め、地域の山や田、畑、川や海において、常に安全な食品が生産できるようにすること。としたらどうか。
- ・ 環境に及ぼす影響について配慮という表現では弱いので、「環境保全に努める」という言葉を入れていただきたい。

県の責務、生産者・事業者の責務、消費者の役割

(全体)

- ・ 従来の規制の中での責務だけではなく、それぞれが予防原則に基づいて機能することが重要ではないかと思います。
- ・ 食の安全は、生産者、事業者、消費者という区分ではなく、地域を基礎とした環境改善を県民運動として取り組むことを全体のベースとしていただきたい。

(県の責務)

- ・ 「総合的かつ計画的に施策を推進すること。」とありますが、大きく分けると2つのジャンルがあると思います。
- ・ 消費者政策と県民の健康保護という、この条例の本来の目的にあった部分と農畜水産物の生産県である生産に関する部分だと思っています。
- ・ 総合的かつ計画的ということであれば、役所的な縦割り行政を排除し、乗り越えて進めていくことが重要ですので、県庁内の横断組織を強化していくことは、むしろ県の責務の「総合的かつ計画的に施策を推進すること」にかかってくる問題だと思っています。
- ・ 食品に関する窓口は、現在4つで消費者センター、県民生活課の窓口、衛生指導課の窓口、安全農業推進課の窓口です。
- ・ 例えば、これを1本化するだけでも、庁内の横断的な協力関係が必要だと思っています。
- ・ 県のリーダーシップが充分発揮されるように努めていただきたいという事が、県民の願いだということをごめていただきたい。

(生産者・事業者の責務)

- ・ 千葉県は全国有数の農畜水産物の生産県なので、「生産者」という言葉を入れていただきたい。
- ・ 他県の条例でも、生産者や農林漁業関連事業者という言葉もありますので、ぜひ「生産者」という言葉を入れていただきたい。
- ・ 食品関連事業者の中に生産者も含まれてしまうが、千葉県の特徴の中での農畜水産物の生産は特別な大きな位置をしめていると思うので、生産者を別にしていただきたい。
- ・ 千葉県の特徴である農畜水産物の生産県として考えると、製造・加工業者と違う対策や支援が必要ではないかという問題意識の表れとして、考えていくべきではないか。
- ・ 千葉県の風土に根ざし生産している第1次産業である農業、漁業、林業の生産者と、一般的な食品の製造加工業者や輸入業者とは区別して考えるべきではないかと思えます。
- ・ 施策が違うので、生産者に対する責務や役割、施策を考えるべきだと思います。
- ・ 生産者とか製造・加工業者とか販売業者とか3つか4つぐらいではどうか。

- ・ はっきりさせるのであれば、生産者、製造・加工業者、販売業者の3つぐらいがわかりやすいと思います。
- ・ 第1次産業にも加工はありますし、流通・販売を担う場合もあるので、同じ主体が、ある時は生産者であり、ある時は製造・加工業者であるというように複雑な構造になるように感じます。
- ・ うまく仕分けできれば良いのですが、心情としてはわかりますが、良い知恵が出るかどうかだと思います。
- ・ 県民にとってわかりやすい条例ということであれば、4つぐらいに分けたほうが、わかりやすいのではないかと。
- ・ あまり細かく分けることもないが、分けていただければありがたいと思います。
- ・ 生産・流通・加工という区分は、わかりやすいと思います。
- ・ それぞれの食品の安全に関する法律も違い、規制も違う。
- ・ 食品関連事業者という定義づけの中で、農畜水産物の生産者の定義を明確にすれば良いのではないかと理解しました。
- ・ 食品安全基本法でも生産者の定義づけが明確ではないので、生産者の定義づけを明確にすれば良いのではないかと。
- ・ 食品関連事業者の責務について、一番上に安心安全な食品の提供が第一義的にあるということを書いていただきたい。
- ・ 法令遵守とか、衛生管理の問題とか、トレーサビリティの問題とか書けるのであれば、入れていただきたい。
- ・ 食品関連事業者の責務に、安全安心な食品の提供を明確な表現で例示していただきたい。
- ・ 生産者・事業者の責務として、「県民の命と健康を害さない安全な食品を提供する責任を自覚し、より安全な生産・加工及び生産環境の保全に努めること。」としたらどうか。
- ・ 「ちばエコ農産物」と自主的な取組みの例として「HACCPの導入」「トレーサビリティの拡大」を入れてもらいたい。
- ・ 「農薬」、「添加物」など、具体的な言葉を入れられないか。
- ・ 「関係法令の遵守」を責務に入れたらどうか。

(消費者の役割)

- ・ 消費者の権利という言葉は目的なり、基本理念なりに入れていただきたい。
- ・ 消費者基本法の中でも、表現は違いますが、明確にうたわれていますので、なんらかの形で消費者の権利を入れていただきたい。
- ・ 消費者の権利という言葉は、必ずしも目的のところではなく、責務・役割のところでも良いのですかね。
- ・ 権利と義務は、一体と考えますので、役割を果たすから権利がある、権利があるから役割を果たさなければならないという表現もあると思います。
- ・ あえて目的のところに入れなくても、役割のところであたっているもので、上で盛り込まなくてもと感じます。
- ・ 消費者についても、生産者・事業者と同様の責務があるのではないか。
- ・ 生産者の生産環境の保全に消費者も一緒に参加するとか、消費者も責任を持って行動するために、目的の中に「消費者である県民の権利と役割と責務を明らかにし」というような表現も入れたほうが、協働の意味も明確になるのではないか。
- ・ 消費者は、老人や子供・障害者もいるので、役割だけで充分ではないか。
- ・ 消費者に「責務」は必要ないと思う。

基本方針の策定

- ・ 基本計画が重要ではないか。条例は大きな抽象的な枠組みになると思いますが、計画の策定にも今回のようにいろいろな人が参加し、進捗状況が公開され、その内容がリスクコミュニケーションにより点検されていくようになれば、県民にとっても身近なものになっていくと思います。
- ・ 条例の方向性を明確に盛り込む、基本計画を作り、管理する方法も盛り込むことが必要だと思います。
- ・ 単年度や中・長期計画を進めていくための体制づくりまで、条例に盛り込むことも必要ではないか。

基本的な施策

- ・ 県の責務に、「総合的かつ計画的に施策を推進すること」とあります。これは基本的

方針の中で策定されますが、具体的な施策として、自主的活動の支援、関係団体との協働、リスクコミュニケーションの3点になっていますが、基本的な計画の作成についての項目が必要ではないか。ここにある基本的施策だけでは、県は応援するだけで、県の施策が見えません。

- ・ 「4体制の充実強化」を前出しにし、これを含めて、「総合的計画的な県民の健康保護を最優先とした基本的施策を講じ推進します」というような記載を、基本的施策の中にいれていただきたいと思っています。
- ・ 県として一番大事な施策になるのではないかと思うので、基本の方針を策定し、基本的施策の中に、一項目を入れて欲しいと思います。
- ・ 今の意見を若干補足しますと、今、事務局から説明があったとおり、県の食品安全行政はきちんと施策されていると思いますし、これまでに、千葉県では大きな食品事故もありませんでした。こうしたことについて、関係者が非常に努力されていますが、食品安全行政はなかなか地味な活動であって、消費者からは見えにくい面もあったと思います。
- ・ 例えば、「4体制の充実強化」の中に「(1)監視・指導及び検査体制の充実強化」ということでいいわけですが、基本的施策のところ、検査をさらに充実させていくというようなアピールが不足しているのではないか。全体としては、すっきりまとまっていますし、いろいろな意見を盛り込んで努力の跡が伺えて評価していますが、県が行っていること、行おうとしていることをもう少し打ち出していただけいてもいいのではないか。
- ・ 「(3)県の責務、生産者、事業者の責務、消費者の役割」と並列的に書いて、それぞれの役割はありますが、やはり、県の条例ですので、県のリーダーシップなり役割は他の生産者・事業者・消費者に比べ、特別な意味を持っていると思います。
- ・ 具体的な表現は申し上げられませんが、条例案の中では、県が果たしてこられた役割、これから条例を作って積極的に行っていこうとする役割を、県民にアピールすることに配慮していただきたいと思います。

自主的活動の支援

- ・ 千産千消やちばエコ農産物等もこの条例の中で、拡販できるような条例ができればよいと思います。

- ・ 食品の製造者には、衛生管理を守り、安全なものを消費者に提供していただきたい。
- ・ 生産や流通の段階が明確にされれば、安心できるので、いつでもどこでも県民が情報を得られるような状況をつくる必要がある。
- ・ 千産千消を実施し、食品の移動が少なくなれば、二酸化炭素が減少するという話を他の講習会で聞いたことがありますので、それも重要ではないかと思います。
- ・ 消費者が学ぶ場を確保するというようなことを入れてほしい。
- ・ 自主的活動に対して、県のすべきことが記載されていたほうが良いと思います。
- ・ 県民が食の安全・安心を確保するための自主的な活動の支援も必要。
- ・ 自主的活動の支援は、生産者・事業者のことばかり書いてある
- ・ 「3基本的施策(1)自主的活動の支援」の中に、「生産者に対して農薬等の適正使用...」とありますが、「農薬等」を「農薬・化学肥料等」としていただきたい。
- ・ 自主的活動の支援の中の4つのカギ括弧に、「ちばエコ農業の認証制度の推進への支援」を加えて欲しい。
- ・ これまで水産物について、全体構成で触れていないことに気がつきましたので、自主的活動の支援の中に水産物について記載した方がよいと思います。
- ・ 農産物、畜産物のところに、水産物という言葉を入れて問題がなければ、水産物という言葉を入れていただきたい。

関係団体との協働

- ・ 安全を守るということは、すべてのものが一体となって意識を高めていかないと難しいと思います。
- ・ フォーラムもタウンミーティングのように、実行委員会方式で行う等の工夫も必要ではないか。

情報の公開

(全体)

- ・ 情報の格差があるので、格差のない情報の提供がされるようになって欲しい。
- ・ 消費者の視点に立った正確でわかりやすい情報の提供だけでなく、「適切な」という表現も入れてください。

- ・ 情報については、見やすく、いつでも見ることが可能で、必要な情報は提示していくという、行政側の積極的な姿勢が書き込まれると良いのではないかと。

(県の施策等の公表)

- ・ 体制の充実強化の中の監視指導によって、不適切なことが発生した場合の公表や発表等をどこかに入れてもらったほうが良いのかなと思いました。
- ・ 調査研究の推進も含めて、何をしているのか、県民は知りたいので、公表や発表という文言を入れていただきたい。基本方針を受けた基本計画も県民に公表するというのを、言葉として入れたほうが良いと思います。
- ・ 基本方針の公表と、基本計画の進捗状況の公表やその見直しやチェックなどという言葉もどこかに入れたほうが良いのではないかと。

(情報の公開)

- ・ 情報の提供という言葉は、公開や開示と比較すると一方的な感じがしますので、消費者の求める情報を開示するという考え方が、現代的で良いのではないかと。
- ・ 消費者の求める情報については、提供より公開や開示という表現のほうがなじむと思います。

(食育)

- ・ 子供たちには食育が必要だと思っています。正しい情報を伝える必要があります。わからないで食べるのとわかっていて食べるのとでは大きな違いがあるので、食育を取り組んだ条例が出来たら良いなと思っています。
- ・ 小さいころからの食に関する教育は、食の安全確保と併せ重要ではないかと。
- ・ 食育によって食の安全を重視する視点を、暮らしの中にしっかり根付かせることが必要だと思う。
- ・ 食育に関して、学校給食から千産千消や食育を行うようにしていただきたい。
- ・ 子供たちに学校給食を通して、食育を学んで欲しい。
- ・ 具体的に、一消費者がわかるような「食育」が入れられないか。
- ・ 食育について、情報の提供は記載してありますが、その他に年齢層にあわせた食育に関することを入れていただきたい。
- ・ 食育と教育学習に関しては、食育に関する情報の提供を推進するという記載があり

ますので、この条例では、情報を提供し、県の横の連携として、教育庁と一緒に総合的に、食育や教育学習を推進するということだと思えます。

意見交換等の促進

(リスクコミュニケーションの目的)

- ・ それぞれの考え方がたくさんあると思えますが、リスクコミュニケーションが大事だと思えます。
- ・ 国民の皆さんは納得しない。科学的にはそうかもしれないが、なかなか理解できないところがある。もっとリスクコミュニケーションをすると科学的評価も理解されるかもしれない。
- ・ リスクコミュニケーションの目的が、関係者の協働作業であると言うことであれば、それにふさわしい内容で行われ、県として地域に根付いたリスクコミュニケーションを行うことを、具体的に明確にしていく必要があると思えます。
- ・ 生産者としては、有機農業でなくても、使用方法や使用量等を守って農薬を使用すれば、安全だということを知ってほしい。私たち生産者も、安全なものを作ろうという気持ちは同じなので、そのためにもリスクコミュニケーションは大事だと思えます。
- ・ リスクコミュニケーションの部分については、県民にとって使いやすいものになっているか、何か抜けている点はないか。
- ・ 使い勝手の良いものにしないと意味がないので、気がついたことを皆さんから出していただいたほうが、良い条例になると思えますが。

(リスクコミュニケーションの頻度等)

- ・ リスクコミュニケーションの頻度について、ある程度、詰めた記述があったほうが、実効性のある条例になるのではないかと。
- ・ 実効性を担保するために、リスクコミュニケーションの開催頻度を、例えば年1回以上開催するとか、県民から知事に申出があった場合は、知事の判断に基づいて、開催するという形でいれると、実効性が担保できると思えます。
- ・ 主催者が、県であっても、消費者からこのような事についてリスクコミュニケーションをしたいという要望に応じて、開催するという趣旨ですね。

施策に関する提案

(リスクコミュニケーションからの提案)

- ・ 消費者の視点から、県民や生活者の健康を守っていくためには、「何が必要か」が検討される必要があるのではないかと。そのような観点からいうならば、リスクコミュニケーションをどのように確保していくのかが、重要ではなからうかと思えます。

(知事への申出制度)

- ・ 県民による施策に対する提案は、具体的に条文にする際に、知事に対する申出制度にしていただきたい。
- ・ 県の最高責任者である知事に直接申出ができることが、県民参加の面からも重要ではないか。
- ・ 県民による施策に対する提案を、知事に対する申出制度にするのであれば、その下の「提案に対する県の考え方の公表」も、「知事の考え方」とする方法もあるのかなと思えます。
- ・ 知事を主語にすると、組織の設置の主語を知事にするという手もある。
- ・ 主語を、県にすると曖昧だが、知事にすると実効性を担保しようという意志が出てくるわけですが、何を主語にするかは、とても重要。
- ・ 施策に関する提案について、実効性を持たせるのであれば、提案先を明確にさせるべきだと思えます。
- ・ 「県民が知事に提案できる」ということを明らかにすれば、簡単で使いやすい条例になるのではないかとと思えます。
- ・ 「知事への申出制度」という言葉が、入れれば明確でわかりやすいと思えます。
- ・ 施策に関する提案の記述の部分は、危害情報の申し出とかいう知事への申し出制度とは意味が違うと思うので、知事への申し出制度を明確な言葉で入れてもらえればと思えます。
- ・ 「意見や情報の交換の場を通じた施策の提案」となっていますが、知事への申し出はもっと直接的であり、他県の条例では明確に記載されていて、この内容は、前回出した意見とは違っていると思っていますので、できれば入れていただきたい。
- ・ 知事への危害情報の申し出制度がきちんとあったほうがよいと思っていますので、入れる場所は見えませんが。
- ・ 知事への申し出制度を作るといような意味合いの文章を入れた方がよいと思いま

す。

- ・ リスクコミュニケーションを充実させるためにも必要だと思います。これと対で、「提案に対する県の考え方を公表する」を、「知事の考え方を公表する」とことと明記したほうがよいと思います。
- ・ 群馬県の条例の第17条に、施策の申し出の項がありまして、ここに申し出に関する具体的な要件が書かれていますが、端的に言うとそのような中身を条例の中に入れて欲しいということです。
- ・ 当然、濫用防止の規定がありますが、このように制度として条例のなかに決められているということは、知事に対して、有権者としての意見を述べる制度的保障として必要ではないかということです。
- ・ 施策の提案は、リスクコミュニケーションの3番目として、これはこれできちんと行って欲しい。
- ・ 施策の申し出として、直接的な制度を、条例に盛り込むべき事項として入れて欲しい。

体制の充実強化

- ・ リスク評価、リスク管理をどうするか。国の基準以外に千葉県として踏み込んだ基準を設定する必要があるのではないか。
- ・ 県が、総合的な責務を果たすためには、予算・体制の充実が必要だとの理論展開をして、消費者もいろいろな形でバックアップしたいと思いますので、関係当局にも頑張ってもらいたいと思います。
- ・ 具体的な施策の中に食育や教育学習の推進とか、危機管理体制の推進とか入れていただいたほうが良いと思います。
- ・ 具体的に記載されていないとわかりにくいので、どこかに入れていただきたいと思います。
- ・ BSE や鳥インフルエンザ問題などは、これまで取り上げられませんでした。これについては、「4体制の充実強化」の「・食品の安全・安心が損なわれる重大な事態が発生した場合、…」に含まれると思いますが、BSE が発生した千葉県として触れなくともよいのかという疑問があります。
- ・ これに伴う風評被害の影響が大きいと思いますので、これを防ぐために情報の交換

の部分に盛り込めないのかと思います。

- ・ 輸入食品についても、トレーサビリティの強化などが盛り込めないでしょうか。

遺伝子組換え作物・食品等

(遺伝子組換え食品の安全性の問題)

- ・ 遺伝子組換え食品の人の体にとっての安全性は、確認されていません。
- ・ 次世代への影響も確認されていません。
- ・ 遺伝子組換え食品が、国で認められたものであり、規制できないものであると云う事はわかっています。

- ・ 遺伝子組換え食品については、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、通商産業省、文部科学省が研究していますが、厚生労働省は、安全性について評価しています。その評価結果を認める人も認めない人もいます。
- ・ 遺伝子組換え食品と BSE 問題は、日本だけでなく世界的に意見が分かれているので、この問題を、千葉県の条例で 1 つにすることは、難しいのではないかと。

(遺伝子組換え作物の栽培・交雑問題)

- ・ 先日のタウンミーティングで遺伝子組み換え食品の交雑問題が出されていたので、他にも BSE 問題とか個別に入れていくとたくさんになってしまうのかなとも思いますが、御意見として多かったので、どこかに条例の背景として入れても、良いのかなと思います。
- ・ 条例としてなじむかどうかという問題については、北海道条例では「遺伝子組換えされた作物の栽培による交雑」の記載がされています。
- ・ 理念条例の中では、規制はされていませんが、意図的に栽培したものによる隣や離れた畑で、その作物を栽培したくないという生産者の意思を無視して、交雑してしまうという可能性がある事に対して何らかの対策を講じるという内容になっています。
- ・ 栽培に関して、交雑に関して、何らかの措置は必要ではないかと思います。
- ・ 千葉県では、具体的な作付けの問題はおきていませんが、これから遺伝子組換え作物の種類が増加すれば、千葉県でも同じ問題がおこってくると思います。
- ・ 北海道でも新潟でも交雑の問題が起きています。

- ・ その際に、行政で条例や明確なガイドライン等が作成されていなかったための混乱も起きています。
- ・ 県内で誰かが遺伝子組換え作物を栽培したときに、防止できないということは、とても不安です。
- ・ カルタヘナ法では、不十分な部分があるという問題もあります。
- ・ 遺伝子組換え作物の交雑について、何らかの措置をするということを、意見ではなく内容に入れていただかないと、消費者としては不安です

- ・ 条例の中では、なじみにくいのではないか。入れるのであれば、前文ではないか。
- ・ 遺伝子組換え作物の交雑問題を前文に記載されるような工夫ができるかどうか。
- ・ この条例は、主として人体への安全・安心についてだと思いますが、その中に交雑の問題を書き込めるかどうかは、県全体として決めるべき問題になってくると思います。
- ・ 作業部会の中で、そのような意見があることは、書き込めるとは思います。最終的に条例化するかどうかは、県全体で判断することだと思います。

- ・ 生産者としては、特別な危機感を遺伝子組換え問題に、感じていません。
- ・ 条例に必要かどうかは、疑問です。絶対入れたほうが良いという考えではありません。

(輸入遺伝子組換え作物のこぼれ種による自生問題)

- ・ この春に市民団体や生協で調査をしたところ、輸入の遺伝子組換えされたナタネの自生も確認されていますので、その自生による農作物の交雑の可能性もあります。
- ・ その部分は何らかの措置ができるようなものを盛り込む必要があると思います。
- ・ 現実に、千葉港等から遺伝子組換えのナタネが輸入され、沿道での交雑に対して不安を持っている農家があるという話も聞いたことがあります。

- ・ この問題について、どう決着をつけるかというところ「千葉県では、遺伝子組換えの作物を1粒たりとも入れない」とか「そのような被害がおこらないようにする」というのは、農業政策の問題で、更にその決断は、知事の判断であり、県議会での判断という大きな問題になってくると思います。

(環境汚染問題)

- ・ 環境についても、どのように環境汚染が進むか確認されていません。
- ・ カナダでは、遺伝子組換えされた作物を作っていなかったのに、数年で遺伝子組換えされた作物に汚染されたという事例もあり、そのような報告は、数多くされています。
- ・ 千葉県内では、そのような報告はありませんが、いつ、そのような状況になるかわかりませんし、環境と農作物に対する交雑と人の体への影響は、不確かなままです。なので、条例の必要性や背景というところでは、必要だと思います。
- ・ 1 度汚染が進むと元にもどせないという重大な問題ですので、本当に安全であるかどうか確認ができないものに対して、予防原則に基づいて、一度ストップすることが必要であり、それは、施策でないとできないので、条例の中に盛り込むべきことではないかと思います。
- ・ 環境の問題は、環境省の法律で規制等をするべきものであり、環境汚染を防ぐための法律は、食品安全基本法ではないので、この条例の対象になりにくいのではないかと。

(有機栽培農家問題)

- ・ 地域的にも、特徴的にも、千葉県も北海道も、生産県であり、有機農業を推進しているところは、同じだと思いますので、なじまないものではなく必要だと思います。
- ・ 種の自家採取をしている栽培農家にとって、交雑の問題は死活問題だと思います。
- ・ それによって有機農業が駄目になれば、消費者にとっても食の安全の面でも影響がありますので、交雑は問題ではないと言えないと思います。

(報告書への記載方法)

- ・ 千葉県の条例では、法では規制できないが、消費者が安心できるような措置が講じられるような項目なり、文言なりが必要だと思います。
- ・ 安全は科学的な知見で、安心は主観的な視点だと思いますので、安心ではないという視点でなら書き込めるのではないかなとも思います。

- ・ この条例の作成に当たって、健康福祉千葉方式を採用したことは、施策に県民の意見を反映させるという趣旨なので、この検討作業部会はその県民の意見を整理し、条例の作成に当たって報告書をまとめるという、県民の意見の入口ですので、タウンミーティング等で意見が出されていることについては、最大限の誠意と配慮をもって受け止めるべきではないかと思えます。
- ・ 遺伝子組換え食品等の意見と盛り込むべき内容については、追記ではなく、本文に入れていただきたい。
- ・ 熊本の条例の第 3 章に「安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策」とあり、県産品に関する具体的な施策を章として独立させています。先日のタウンミーティングでも、産業廃棄物や農薬の空中散布の影響とか生産サイドにかかる問題も出ていましたので、最終的には、条例の章立てや条立て等で検討すべき問題かとも思いますが、そのような問題を、1 つの独立した章などで考えて、その中の 1 つの問題として、交雑・混入に関する情報公開をするという作り方もあるのではないかと思えます。
- ・ 条例に盛り込むべき事項の中に取り上げて、明記したほうが良いと思えます。
- ・ 条例の中にある程度組み込んだほうが、良いと思えます。
- ・ 報告書には、タウンミーティングでの意見やここでの議論を踏まえた内容を、しっかり載せるべきだと思います。記載方法としては、情報公開も重要だと思いますし、今後の方針を示すということで、別途、明確に、審議会等を設け検討する等、北海道のように「必要な措置を講ずる」というように、将来的には何らかの形で対応するという意思を、書き込むべきだと思います。リスクコミュニケーションの情報の公開の欄に、例えば「食育に関する情報提供」の下に「遺伝子組み換えに関する情報提供」というようにするのも 1 つの手だと思います。
- ・ 県からの説明で、国から情報を入手できると確認したので、入れることはできると思えます。
- ・ 将来的に対応し、必要な措置を講ずるという本作業部会の意思を示すのであれば、例えば、組織の設置のところにそのようことを検討するとか、あるいは、(争点になっていますので、)別立てで、情報公開と将来の事についても検討し、知事の判断により施策を講ずるとか、何らかの形で書き込むべきであろうと思えます。

(情報公開等)

- ・ 最低限の措置として、遺伝子組換え食品についてのあらゆる情報を、特に栽培については、事前の計画の段階から情報を公開し、リスクコミュニケーションの対象にするというようなことを、最低限、報告書の中に盛り込むべきだと思います。
- ・ 遺伝子組換えについては、まだわからない事も多いので、栽培も含めて様々な情報をキチンと県民にわかるようにするという事を、何らかの形で条例の中に盛り込むべきだと思います。
- ・ 前々回、条例に必要かどうか疑問だと申し上げましたが、基本的には遺伝子組換えには反対です。
- ・ では、どうして前々回の部会で条例に必要かどうか疑問だと申し上げたかということ、入れたほうが良いという意見が圧倒的で、そのまますんなり決定してしまっていたのかなと思ったからです。
- ・ 条例に入っていないなくても、他で補完されていれば良いのではないかという考えもありました。
- ・ この条例に入れるということが、遺伝子組換えの是非を問うものではないと思いますので、情報の公開を盛り込めば良いのではないかと思います。
- ・ お話を聞いていると、消費者は、遺伝子組換え作物の安全性や一般作物への交雑・混入にとっても強い不安感あるいは抵抗感を持っているようです。
- ・ 北海道に次ぐ第2の農業県として、遺伝子組換え作物の栽培が行われると、一般作物への交雑・混入に関して、風評被害に発展する危険性も否定できないわけです。
- ・ 消費者の不安を解消するために情報公開を、条例に入れることに賛成です。
- ・ 条例に入れることは、基本的には賛成です。
- ・ 県民のためにつくる条例ですので、委員として条例に入れることは、当然だと思います。県としての明確な把握と情報公開が必要だと思います。
- ・ 食料自給率等を考えると、必要性があって、遺伝子組み換え作物とかが出てきているわけですので、一概に規制するとか禁止するとかではなく、管理・把握・情報公開に重点を置いて、条例を作成することが大切ではないか。

- ・ 遺伝子組換え食品について、国が安全性を評価しているものを、使ってはいけないという規制はできないと思います。これは、皆さんに共通していると思います。
- ・ 製造者の立場から言うと、遺伝子組換え作物を使用することは可能ですが、遺伝子組換え作物を使用した商品は売れ行きが悪いわけです。
- ・ このように、だんだん遺伝子組換え作物を使用しない商品が、多くなってきました。
- ・ 但し、遺伝子組換え作物には、コストの面等いろいろなメリットもありますので、支持する人もいます。そのように考えると、安全性の問題で一番大事なのが表示で、この関心をどうするのが大事で、監視により不正な表示をさせないという観点で、遺伝子組換え作物には重要だと思っています。
- ・ 交雑の問題は、規制としてすべきなのか、情報公開としてすべきなのか。
- ・ 表示の重要性とのバランスをとった考え方から言うと、公開をキチンとする意見を書き加えるのか、前文にいれるのか、いくつかありますが、バランスをとったほうが良いと思います。
- ・ 既に表示の項目（食品表示の適正化のための普及・啓発を推進すること。）で、記載されていると思います。表示についての監視をするという項目（食品表示の適正化のための監視・指導を強化すること。）に、入っていると思います。
- ・ 私は、入れるとか入れないとかではなく、表示のところに記載してあるので、情報公開を推進してくださいと申し上げました。
- ・ 特に「情報の公開」という部分で、（国で法は定められていますので、）消費者に伝わるような情報が公開されるということと、（販売の立場では、）表示や監視をしっかりとするという事を入れたほうが良いと思います。

（その他も網羅する情報公開）

- ・ 遺伝子組換えのことばかり話をしていますが、添加物の問題やこれから予測されない問題等あると思います。
- ・ そのようなものを含めて、情報公開すべきだと思います。
- ・ 遺伝子組換えは、たしかに大事な問題ですが、それだけではないと思いますので、その他も網羅するような情報公開にして欲しいです。
- ・ 条例は、長く生きる訳ですから、そのような問題にも耐えられるような、今現在のことだけを考えていては駄目だと思います。

(情報公開と栽培による交雑・混入の防止をする何らかの措置)

- ・ 食品の安全・安心とは、その食品がどのように作られているかわかるという事だと思っています。情報公開は、とても大切な事だと思っています。
- ・ 同じ法律の元にある北海道や新潟県で、食の安全条例に「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関し必要な措置を講ずる」という条項が入っているという事は、栽培の意志がある方は栽培することは結構ですが、栽培の意志がないのに、他人が栽培した作物によって自分の作物に交雑や混入がおこってしまうのは、生産者の権利を守らなければならないと思います。
- ・ 北海道や新潟県でも、風評被害が大きな問題だったと思います。
- ・ 風評被害は、生産者にも千葉県にも大きな影響を与えていると思います。
- ・ 安全だといわれても、まだ実験結果もでていませんし、まだまだ未知の食品や作物だということで、とても不安に感じます。風評被害や不安は、理論的でなく説得力に欠けるかもしれませんが、重要な事だと思っています。
- ・ これを防止する情報公開や何らかの措置で防止できるという事が、条例に盛り込まれていれば、安全と安心を確保できる条例になると思いますので、情報の公開と栽培による交雑・混入の防止をする何らかの措置をする事を、条項として盛り込んだほうが良いと思います。
- ・ 何らかの措置を講ずることが、必要だろうという意見です。北海道の遺伝子組換え規制条例は、別の条例なので、今回の条例では何らかの必要な措置を講ずる事と情報公開は必要だということです。
- ・ 遺伝子組換えについては、タウンミーティングでもかなりの意見がでています。
- ・ 遺伝子組換えは、今のことだけではなく、これから先のことが心配です。
- ・ 特に特出する必要があると思いますので、情報公開という点では、具体的に情報の公開に入れることが必要ですし、何らかの措置を講ずるとか、表示とか、知事が判断して何かするとか、と考えると、検討課題として、条例の骨子案を作る前の検討するための報告書としては、別項目で入れたほうが、検討しやすいと思います。
- ・ 今、私どもの仕事は、ほとんど生協関係で、現実問題、遺伝子組換え食品を扱うことは、商売にならないということもあります。条例の中に、言葉を入れたほうが、風評被害の対応としても良いと思います。条例の中に、一言でも「気をつけてやろうよ」というような意見は入れたほうが良いと思います。

- ・ 遺伝子組換えの栽培の規定は、ぜひ、今、ここで入れていただきたい。
- ・ 今現在、栽培の実績はないということで問題は起きていませんが、今研究しているものは、全て商業ベースにのせるための研究ですので、商品として出てくる日が必ずあります。
- ・ その時に、千葉県で栽培してはならないと言えないので、特に米に関しては、高付加価値の品種が研究されていて、生産者として差別化を図る栽培をしたいとの要望があるという問題はでてくると思います。
- ・ 開放系で遺伝子組換え作物の栽培をした場合、交雑は必ずおこります。
- ・ おこったときに、消費者が千葉県の米を食べないという対処しかない訳ですが、それを風評被害だと言われてしまえば、それまでですが、消費者はそのような対処しかできない形になってしまいます。
- ・ それを避けるためにも、規制につながる懸念を条例の中に盛り込んでいただきたい。
- ・ 情報公開だけでは、不十分だと思います。
- ・ 北海道の問題は、法律違反ではなく、権利として認められている栽培をしようとした生産者に対して周囲がよってたかって、栽培を中止させたということです。
- ・ 栽培してはいけない作物ではなく、当然栽培して良い作物だったにも関わらず、栽培すると周囲に対する影響が大きいために、周囲が止めたわけです。
- ・ 実際、栽培しようとした人は、周囲から監視状態におかれ、むしろ人権問題になっているのではないかと伺っています。
- ・ 千葉県でも同じことが、おこるのではないかと不安に思っています。単に情報公開だけでは、そのような問題を解決することはできません。
- ・ 主婦としては、風評被害という事が、一番大きな問題だと思います。安全の評価がされていても、安心できなく、不安だということは、主婦の感覚としては大きな問題だと思います。北海道と同じような感じで、入れていただきたい。

(不要)

- ・ 少数の意見として、私は、入れなくても良いと思います。

(遺伝子組換えに関する報告書への記載方法の提案)

- ・ 前回の部会でも何らかの対応をすべきであるとの意見が数多くでました。
- ・ このような状況の中で、遺伝子組換えについて部会の報告書の中に特別な言及をしないということは、タウンミーティングや意見募集を行った意義から考えても、説得性に欠けると考えました。このような、これまでの議論を前提として、次のような提案をします。
- ・ 部会報告書に6という新たな項目を設けて、「遺伝子組換えについて」という項目を設定するという事で、内容は、「県は遺伝子組換えについて、必要な措置を講じなければならない。」という言葉を入れる。
- ・ その根拠は、まず(1つ目) 報告書 案 の7ページに「基本的な考え方や施策の方向性を示した条例を制定することが必要と考えます」と書かれています。
- ・ 9ページには、「条例は、食品の安全・安心について将来的な方向性と展望を示す必要があります。」と書かれています。このような事を踏まえ、と、「県は、遺伝子組換えについて、必要な措置を講じなければならない。」と方向性を記載することは、整合的である。
- ・ それから(2つ目) タウンミーティングや意見募集でも遺伝子組み換えについては、多くの意見が出されていて、7ページに「条例の内容は、出来るだけ多くの県民の声を取り入れながら、・・・」と記載されていますので、このような意見をキチンと取り込むことは、必要であろうと考えられます。
- ・ 3つ目は、作業部会の意見で、添付資料の13ページから16ページ、19ページから20ページなどに、皆様の御意見が書かれています。
- ・ このようなことを踏まえて、新たな項目を設けて、「県は遺伝子組換えについて、必要な措置を講じなければならない。」と書きこむことが1つの手ではないか。
- ・ 報告書の全体的なバランスから考えて、この方法が良いのではないかと考えました。
- ・ そこで、内容だけではわかりませんので、いくつかこれまでの皆さんの意見をまとめておきましたので、皆さんの意見を改めて聞きながら、一緒に考えて行きたいと思います。
- ・ まず(1つ目) 「必要な措置については、この作業部会とは別の場を設けて検討を行い、出来るだけ早く知事の方針を明らかにする」ということ。
- ・ こうすると、必要な措置をやらなければならないので、書き込んではいかがでしょうか。
- ・ それから(2つ目) 検討するにあたっては、千葉県の実情を踏まえて、北海道と同

じような別目的条例をつくるか、あるいは、上乘せ・横だしの条例をつくるか、あるいは、ガイドライン（行政指導）という形で必要な措置を考えるか。という事を次に申し送りする。

- ・ 3 つ目は、リスクコミュニケーションに含まれていますが、「遺伝子組換えについては、リスクコミュニケーション等を正確な情報を提供しなければならない」という事を書き込む。
- ・ 4 つ目は、食品等の監視についても、若干意見があったように思います。
- ・ 5 つ目は、先程、部会長からお話がありましたように、このような少数意見もあったことを書き込む。
- ・ このように、項目と内容と意見という形で、報告書の中に書き込んではいかがでしょうか。

（新たな項目）

- ・ 表題については、意見のように「・・・について」と入れたほうが、良いと思います。
- ・ ここにつけるのであれば、他にも全部つけなければバランスが悪いと思います。
- ・ 食品等と等は付いていますが、等なので作物も含まれると思いますが、作物という言葉を入れないと誤解されないでしょうか。
- ・ 「遺伝子組換え作物・食品」のほうが良いと思います。
- ・ 人間が口に入れて、食べるのが1番心配なのであって、食料を食べるときが心配なので、食品等がかまわないと思います。等もはいつているので、作物も含まれますし、わかりやすいのではないのでしょうか。
- ・ 作物というと、農業の問題に関わってしまいますので、食品についての安全・安心ということで、「食品等」が良いのではないのでしょうか。
- ・ 私どもの組織での検討では、やはり生産者団体ですので、当然、「遺伝子組換え作物」という言葉を入れていただきたい。
- ・ 「遺伝子組換え作物・食品等」であれば作物と食品以外も入りますが、食品安全条例という大題ですので、作物をいれれば、「等」は必要ないかと思います。
- ・ 「遺伝子組換え作物・食品」が良いと思います。
- ・ 食品というと、豆腐とか直接食卓に出てくる食べ物を連想して、作物というと交雑とかの意味合いのものを連想しますので、千葉県も農業の安心を売っていかなければいけないので、両方入れた方が良いと思います。

- ・ 作物を入れたほうが良いと思います。
- ・ 皆さんがそのようなご意見であれば、それで良いと思いますが、「等」はつけておいたほうが良いでしょう。
- ・ 作物と食品の2つだけで全て網羅できるかどうかわからないので、「等」はつけておいたほうが良いでしょう。

(内容について)

- ・ 2つ目のポツで「・・・他の作物との交雑や混入について」となっていますが、「交雑や混入による問題を未然に防ぐ」ということに関して必要な措置を講じなければいけないと思いますので、そのところは、入れたほうが良いと思います。
- ・ 「交雑や混入によって起こる問題を防止するために必要な措置を講ずる」という事です。起こってからではなく、未然に防ぐと言う事が必要だと思います。
- ・ ここは、このままにして、次に、「未然に防ぐようなことについても配慮する」とか、細々と中に入れるとわからなくなってしまうので、1個独立して設けたらどうか。それについては、報告書の9ページに「予防原則の考え方を取り入れる必要がある。」とありますので、整合性がとれると思います。
- ・ 北海道の条例では、「交雑や混入の防止に関し必要な措置を講ずる」となっています。未然防止の未然をどうするのかわかりませんが、防止という言葉を入れれば良いのではないのでしょうか。
- ・ JAグループとして理事会に諮った理事会の決定は、「交雑や混入防止対策を講ずること」という防止を前面にだした内容で、組織の決定をしております。
- ・ 防止が大事だと思います。起きてしまうと、どの程度信頼を回復できるのかわかりませんので、未然防止に力を入れることが必要だと思います。
- ・ 千葉県の安全・安心農産物を守りとおしていく観点からも必要かと思います。
- ・ 「交雑や混入の防止等に関し・・・」ともう少し広くしたらどうでしょうか。

(意見について)

意見を1つ追加

- ・ 今までの報告書の中でも作業部会での意見として、「次のようなことを盛り込むべきと考えます」という表現で進めてきています。
- ・ 事務局から提案のありました言葉に加えて、意見の1番目の「必要な措置について

は、本作業部会とは別の場を設けて検討を行い、できるだけ早く知事の方針を明らかにする」と2番目の「必要な措置を検討するにあたっては、千葉県の実情を踏まえ、(1)北海道と同様の条例、(2)北海道と異なる内容の条例(上乘せ、横だし)、(3)ガイドライン・行政指導、等々を比較する。」を検討部会の意見として、加筆したら良いと思います。

- ・ 意見の取扱いについては、事務局案の「なお、・・・意見もありました。」の後に意見の1番目の「必要な措置については、本作業部会とは別の場を設けて検討を行い、出来るだけ早く知事の方針を明らかにして欲しいという意見がありました。」と付け加えることでまとめたら良いと思います。
- ・ 2番目については、別の場で検討を行うことなので、この場で検討の方向まで踏み込んで意見として述べるのは、全体のバランスから見ても適当ではないと思いますので、事務局案の最後に、意見の1番目を付記するのが、良いと思います。
- ・ 1番目で良いと思います。2番目の部分は、1番目でうたわれているので、1番目で良いと思います。
- ・ ここでは、「必要な措置を講ずること。」と明記されていますので、それに対して県行政としては、「必要な措置」の内容まで言及しなくても、当然やってくれるだろうと思いますので、黒丸ではなく、意見として入れれば良いと思います。

意見を2つ追加

- ・ 「必要な措置」という文言が入れば、当然次に、実効性のある規制につながっていかないといけないわけです。このところを入れておいていただいて、その後、これは部会の報告として、協議会に送るものですので、協議会の委員さんにわかりやすいものという事で、ぜひ入れていただきたいと思います。
- ・ 入れることに賛成です。意見としてせつかくでていますし、「別の場を設けて検討を行い」のより具体的な事になると思いますので、やはり入れたほうが良いと思います。
- ・ いままでたくさん出された意見の具体的な事として、触れたほうが良いと思います。
- ・ 報告書なので、入れたほうが良いと思います。

意見の記載方法

- ・ この意見のようなことは、条例には記載できませんので、盛り込むべきこと以外に、「・・盛り込むべきと考えます。」と 2 つの黒丸があって、その後に文章をつなげて、「必要な措置については・・・」とつなげていけば良いのではないかと思います。
- ・ 入れるのであれば、どのように入れるのか考えなければならないと思います。
- ・ 「なお」の後に今の 2 つの意見をそのままの表現で、その後に最初からある 1 つの意見を入れるということになります。
- ・ 3 つの意見は同じように並ぶのでしょうか。
- ・ 事務局案の「なお」の部分は、大変少数意見であるということが抜けていると思います。
- ・ ご提案の 2 つの意見は、少数意見としてだされた訳ではなく、この場で合意が取れた内容として書き込まれるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ・ それでは、2 つの意見を文書化してもらい、原案のなお書きは、その下にする。
- ・ また、多数意見と誤解されてはいけないという御意見がありましたので、「少数意見もありました。」と少数という言葉を入れる。

食の安全・安心確保のための東葛地区タウンミーティング

会場からの意見発言

日頃から添加物、農薬等について気にして、生協から食品を購入している。近くのスーパーも利用しているが、どこでも安心して買えるように、行政には最低限の基準をつくってほしい。

また、消費者は正しい知識を持って商品を選択すべきである。

生産者としては、安全についてスーパーなどで質問してほしい。消費者は、何が安全・安心なのか、何を求めているのかを声に出してほしい。

情報提供も必要であるが、消費者はおいしいものなら購入するという姿勢も必要である。消費者は、いいもの、安全なものを求め、生産者はこれに応えていくという積み重ねがこれからは必要だと思う。

生協では、野菜には袋に生産者名等を書いた紙を入れている。生産者に返事を出さず消費者もいて、生産者の励みになり、良い関係がつけられている。

生協では消費者と生産者をつなぐシステムをつくるのが可能であるが、それが特別なものでなく、社会的にも当たり前のことにしていくことが必要である。

消費者と生産者をつなぐ仕組みがほしい。

千葉県の実態や行政指導、また、県民の声を聞こうとしているのかが見えない。

消費者は、情報を理解し、安全を確保するために少しでも関わっていききたい。

現在、県では、県民からの意見・質問等を受け付け、その回答が誰でも閲覧できるようなホームページを準備中である。

なお、本タウンミーティングには県の関係職員も参加しており、意見を聞かせていただいている。

千葉県食品安全協議会は、生産から消費の各段階の方が委員となっており、意見交換、消費者への情報提供を行っている。また、ここでも、率直な意見を聴いていただいている。

他の都道府県でも、条例が作られており、地方自治体としての主張・意志を貫き、実効力のある条例にしてほしい。

リスクコミュニケーションには、医学の専門家を入れて、医学の立場からも症例を把握し、医学的見地も踏まえて検証する場が必要である。

食の安全安心を確保について、消費者、生産者、行政の役割と仕組みを考えていくべきである。

千葉県の特性（農産県、消費者が多い、輸入の拠点を有している）を踏まえて、

安全・安心の確保を考えていくべきである。消費者の権利を踏まえることやリスクマネジメントが大事である。リスクコミュニケーションは公式の場を設けることが必要である。

遺伝子組換え食品の大豆が多く使用されているが、任意表示とされる食品もあり、表示からは使用実態がつかめない。今の表示制度は消費者にとって有益なのか疑問である。環境省、農林水産省の調査によると、遺伝子組換え食品の菜種が県内に自生しているということであり、生産者にとっても影響するのではないか。

特定のグループの人が恩恵をこうむることは、良くない。ちばエコ農産物については、店頭であまり見かけない。もっと多くのスーパーで販売すれば宣伝になると思う。

ちばエコ農産物については、自分でシールを貼って販売している人は少ない。生産者、行政によるPRの努力が必要である。

農薬、肥料の使用量の減量について、県としては、技術支援をしているところである。現在、ちばエコ農産物の栽培面積は、県全体の栽培面積の1.3%である。エコ農産物の指定店舗124店舗〔千葉県、東京都内〕については、県ホームページから閲覧可能である。また、ちばエコ農産物は、米、キャベツ、大根、ニンジンで8~9割を占め、収穫時期が限定され、年間を通して購入できる状況ではない。

最低限の基準は国が作れば良い。国にないものを県の条例に入れていくことに意味がある。生産から消費の各段階の方を全体として後押しできるような条例にしてほしい。

空気や水の汚れなど県内だけでは解決できない問題もある。

国の縦割りにとらわれずに、いろいろな視点や角度から作ってほしい。

食の安全・安心確保のための東葛地区タウンミーティング アンケート回答内容

タウンミーティングの感想、ふだん食の安全について心がけていること、感じていること。

タウンミーティングの感想

(発表内容について)

- パネラーの小山さんのような農家が増えて欲しい。
- パネラーの小山さんの話が良かった。
- パネラーの小山さんの発言がすばらしい。
- 小山さんがとうもろこしなどを肥料に使用していると聞いて、参考になった。
- 生産者からの安全安心の話が良かった。(土作り、ちばエコ、虫食い野菜等)生産者の努力がよく伝わってきた。
- 「大地を汚さない」エコ農産物の認定を受けるのは大変なことだと思いますが、がんばって下さい。
- 減農薬の農業は大変だと思うが、次世代の残せる環境のためにもがんばって欲しい。
- 虫食いや形の悪いものが商品とされず、廃棄される現状に痛ましさを感じた。

- 小山さんやアサヒ飲料のようにまじめに取り組んでいる方ばかりだと安心だと思った。
- 生産者やメーカーの話が聞いて良かった。
- アサヒビール、安心して飲めることを再確認。
- アサヒ飲料 企業努力に拍手。でも unnecessary 自動販売機、ペットボトルの回収努力についても検討すべき。

- 生協の発言に消費者の視点がもう少し欲しかった。
- 生協の宣伝の場ではないので、一消費者として発言してほしかった。
- Lコープ、そんなにまでして食べなくてもと考え、口先だけの感じがした。
- エルコープは自分たちだけで、頭の中で考えていることだけで、ハートが伝わってこなかった。
- エルコープさんの食育には共感です。
- 生産者、製造者の立場からの話がわかりやすかった。手元資料があればもっと良く理解できた。

(その他全体)

- 学習の場は大切である。
- 生協関係者の声が多かった。
- いろいろな意見がでて良かった。
- 来てみてよかった。
- いろいろな意見を聞いて良かった。
- 色々な分野の説明があり、新しい発見等興味深い内容だった。
- 行政の立場で、パネラーとして参加してほしい。
- 小規模ながらとても良くまとまっているタウンミーティングだと感じた。
- 4者の立場から食の安全について意見を聞いて、有意義なタウンミーティングだった。
- 食への関心が高い人が多いので驚いた。
- B S E やトレーサビリティの話題が多かったことは意外だった。

(問題点)

- 食の安全が観念的な議論になっていないか。何の為の安全かわかりにくかった。
- 発表者から取組の報告に加えて、安全安心についての夢や願いが語られていたらもっと良かった。
- 県のスタンスがわからない。なぜ県も実行委員になっていないのか？この意見が行政につながっていくのか心細い。
- 企画目的に即した配布資料の充実が欲しい。
- 発表者の資料が欲しい。

ふだん食の安全について心がけていること。

- 何でもいいからでは買わない。安いからではとびつかない。
- 化学物質のない生活をして、添加物や農薬等を使用していないものを選ぶようにしている。合成洗剤、殺虫剤は不使用。
- 輸入食品は買わないようにしている。
- 心がけていることは栄養バランスと期限表示。添加物や無農薬にも注意を払っている。
- 生産者がわかる所より注文している。
- 添加物の少ないもの、国産(県産)のものを購入。
- 中国やブラジルの農水産物は不安
- 原産国・原産地表示を確認し、添加物の少ないものを購入。
- 生産方法、流通過程、中身の表示等わかる範囲でできるだけ選んで生活している。

- 食の由来（生産者、農薬の使用の有無）旬のものを食す。子供と食材について話す。米作の1年をおってみる。
- 生協商品での生活、環境活動、旬のものの摂取、千産千消を心がけている。
- 肉、卵、牛乳、野菜は生協で購入し、野菜を多く使用する献立が基本。
- 安心して使える材料がある店で購入。なるべく家で手作りをしている。
- BSEの心配のない牛肉、遺伝子組替えでない食品、添加物の少ない食品を利用している。
- 食品表示を良く見ている。
- 各メーカーで表示にバラつきがあるような気がする。
- 日付、管理、表示、無農薬等、国産に安心を感じる事も多い。

- 生産者として、連作、良い土作り、化学肥料の不使用などを心がけている。
- 生産者として、最低の農薬使用を心がけて農作物を作っていきたい。
- 牛乳は組合できびしいチェックがあるので、一生懸命努力して生産していきます。
- 事業者の立場からは、消費者に食の安心が常に提供できるよう心がけていきたい。

ふだん食の安全について感じていること。

- 今回の議題の中心は、安全安心について絞られていたが、今後、考え方の転換が必要。生産、消費という関係ばかりでなく、大事なのは廃棄という面です。使用したあとの水、容器、農薬の影響、化学物質、さらに広い視野で使ったものはまだ自分の身体、空気、水、環境への循環としてとらえていきたい。
- 日本の亜硝酸塩の増加、ニトロソアミンの増加が問題になっていると感じた。
- 国内、県内の自給率を上げる必要性を強く感じた。
- 企業や行政が安全だといえは言うほど疑問をもってしまう。
- 国産（県産）は割高。安全・安心はお金で買う時代。
- 全国民が特定の購入組織に入らなくても、安全・安心なものが手に入るようになると良い。
- 食管法の変更により、消費者保護の強化が図られたことは大変良いことだ。
- 消費者のほうが「食の安全・安心」について真剣に考えている。製造に携わるものとして今以上に「安全」に製品をつくっていきたい。
- 市販のものを食べている一般の消費者には、食の安全の保障はほとんどない。
- 国や食品安全委員会への信頼性は全くなし。
- 食の安全について100%はないと思うが、消費者保護の姿勢がなさ過ぎる。

- 輸入品の増加に伴い、ますます安全な食品を求めることが困難になっている。
- 安全と安心は別では？
- 消費者はマスコミにかなり動かされている。(例)エコナ等の油についてはかなり疑問がある。
- このようなタウンミーティングをしなくても、食の安全安心確保ができる時代(世の中)になると良い。
- 賞味期限の判断のうち個人個々の判断に任されている部分の基準がわからない。
- 食の安全は、健康にとって、未来に続く大切な問題。
- 日本の食料自給率の低下に危機感を抱く。
- 販売されている食品を正しい目でみられる力をつけたい。
- すべての人が安全安心なものを手に入れられる社会になるべきである。
- 勉強をして問題意識を持っている人の意見は貴重であり、リスクコミュニケーションする価値がある。
- 食の安全とは、何をもちいて安全というのか一番の疑問。
- B S E についてもっと議論して欲しい。日本人、アジア人は B S E にかかりやすい。(B S E のプリオンに感染しやすい。)
- 遺伝子組替えについての議論が中途半端で残念。GMなたねの自生問題は重要。
- トレーサビリティも大事だが、作り方、育て方の過程がより安全、自然であることだと思う。
- エコ農産物や国産牛肉は生産が大変で、購入時は割高になる。安全にはお金がかかるということは問題だ。
- 消費者は安価なものへと流れている。
- B S E 問題等イメージだけで評価されている。食品安全委員会での評価結果を客観的に受け止める社会になって欲しい。
- 輸入品は必要ない。
- 生協であっても、減農薬や無農薬ではない普通の野菜を扱い、酵母菌のパンも取扱い停止になり、生協に失望しています。
- 少子化が進み、多少単価が高くなっても生活は確保できる。(高くても安全な食品が良い?)
- 畑で使用したビニール袋を燃やす際のダイオキシンが心配。農家の人はどうしているのか?
- エコ農産物の認証のための書類等の作成は、田畑での農作業より大変だ。

(消費者の立場として)

- 消費者は食品の情報を知らない。もっと勉強しないとイケない。
- 消費者がエコ農産物のような安心安全なものを買って支え、広めていかなければならない。
- 安全 = 安心 ではなく安心は自分の心の持ちよう得られる。

- 食の安全について、若い人、特に子供を産む女性にもっと意識をもって欲しい。大人が伝えていきたい。
- 生産、製造、行政も消費者なので、消費者としてのあり方の考えを深めることが必要。
- 消費者の自己責任・自己の義務についても考える必要がある。
- 消費者として、市場に出回る商品に対して、監視の目で見えていくべきだ。
- 安全な食品・食料を提供する生産者・業者を応援するためにも、賢い選択をする消費者になりたい。

生産者、製造・加工業者、行政などに対する要望

(生産者等食品関係事業者)

- 生産者、製造者も工程等の情報開示、トレーサビリティができるようにして欲しい。
- 農薬、化学肥料の使用についての情報公開が欲しい。
- 生産者に表示で嘘をつかないで欲しい。
- 生産・製造事業者には、これまで以上に安心安全に心がけて欲しい。
- スーパーで野菜等の生産者がわかると良い。(心がけて欲しい。)
- 現行の情報開示レベルでは見分けが困難で不安。
- 食品が日持ちしないといって安易に添加物を使用しないで欲しい。
- 添加物表示を明確にして欲しい。
- 業者には予防原則の考え方(食中毒予防)
- 食品の安易に「安全安心」の表示があり、具体性のない表示が多く、消費者は惑わされてしまう。具体性のない表示はやめて欲しい。
- 現材料の開示、確実なトレーサビリティ、使用農薬の開示と残留性についての情報。
- 法令遵守を最低限のモラルにして欲しい。
- 消費者の立場にたって、生産・製造加工を行って欲しい。
- 食品加工物の材料にも産地表示があると安心ではないか。
- 製造者は味だけでなく、成長期に必要な栄養を考慮した商品開発をして欲しい。

(行政)

- エコ農産物だけでなく、畜産物、水産物と展開し、千葉に住むと安全安心なものが食べられるという取組に発展して欲しい。
- 食育を学校教育の中でもっと取り入れていくべきである。
- 条例に消費者教育、学校での努力を盛り込んで欲しい。
- 条例に環境保全も入れて欲しい。

- 行政に、生産者・製造加工業者と消費者との間をバックアップできるような運営システムになって欲しい。
- 意見を聞いてくれる窓口が欲しい。
- 情報を得るための指針が欲しい。(情報が多すぎて、欲しい情報の取得方法がわからない。)
- 食の安全安心のためには、このようなタウンミーティングは必要。何度も開催して欲しい。
- 食について話し合う機会をもっと増やして欲しい。
- 隠さず消費者に見せるべき。
- 東京都のように市場に流通している商品を抜き打ちで購入し、検査するようにして欲しい。結果の公表も欲しい。
- 国のリスクコミュニケーションにも参加したが、「農薬は安全だ」と説得されたように感じた。私達の不安を解消してくれるものではない。意見を聞くだけでは駄目。
- 安全なものがあたりまえという社会常識を守って欲しい。守らないものは即公表して欲しい。
- 高品質は、高価格があたり前の時代にして欲しい。
- 行政には、今後牛肉のような事を2度とおこさないで欲しい。
- 表示方法・加工方法等の基準をわかりやすいものとして欲しい。
- 農家への指導・啓発等をして欲しい。
- 農協、水産協への監視・指導も必要。
- 千産千消を推進すると「元気な千葉県」になると思う。
- 食の情報を隠さず、消費者に知らせて欲しい。隠されると本当のことがわからず、信じられなくなる。
- 生産者・製造者は、消費者の立場に立って情報提供して欲しい。表示については、義務だけでなく任意表示も積極的にして欲しい。
- 国内生産量を上げる政策をとって欲しい。
- ローリスクシンδροームに疑問が残った。
- 幅広いリスクコミュニケーションには、時間がかかると思った。
- 遺伝子組替えの問題は大きい。全国各地でGM大豆の植付けが行われた。北海道では条例が制定された。ヨーロッパではGMに対する関心が高いが、日本の農家は関心が薄い。条例でGMの防止や交雑が起こった場合の罰則も盛り込んで欲しい。
- 2003年の食に関するアンケートの県民の声を参考にして欲しい。
- 県の方針がわからない。形だけの条例は意味がない。
- 小さな声も無駄にしないで欲しい。
- NON-GMフリーゾーンについて、考え、方向性を示す意思表示が欲しい。

- 条例の策定に関して、行政・生産者・消費者をつなぐNPO団体等の活躍を期待。
- 環境に配慮した条例になるよう要望。
- 安全安心な食物は、最終的には地球を健やかで健全にする。
- 海外の昆虫の輸入が増えているが、規制して欲しい。(農薬の使用が増えてしまうので)
- 環境、医学の専門家の意見も入れた千葉の特性を活かした条例にして欲しい。
- 県の考えをHPだけでなく、もっと県民にわかりやすく情報開示して欲しい。
- 千葉県は地域によって高齢化も進んでいるので、紙ベースの提供、マスコミの力なども活用した情報の出し方をして欲しい。
- 消費者教育が大事。無責任なイメージ先行の宣伝文句に惑わされないためにも食品に対する基礎知識を持ち、自ら判断して選ぶことのできる消費者が増えれば、社会が変わる。
- 正確な情報が欲しい。
- すばらしい取組の農家、製造メーカー、食品メーカーを県で取りまとめ、伝えて欲しい。
- 今日のタウンミーティングの意見もHPで伝えることが出来たら良い。
- 生産・加工・流通の立場で頑張っている人たちを横につなげ、消費者1人1人とつなげていくための「しくみ」と「運用」をお願いしたい。
- それぞれの役割分担を明確にして取り組んで欲しい。
- 数種類の複合に対しての安全性の検査がない事が不安。
- 消費者の虫食いや形の悪いものは駄目という既成概念を取り払うためにも、行政のPRが必要。
- 農薬や添加物が逆に食の安全性を確保している事実も説明すべきである。

食の安全・安心確保のための北総地区タウンミーティング

1 開催日 平成17年8月27日(土) 13:30 ~ 16:10

2 会場 成田市市民ホール
(成田市田町299-2 成田公民館 3階)

3 参加者

一般	94 (団体59、企業6、一般29)
行政	36
実行委員	15
総数	145

4 アンケート回収数 50

(1) 性別・年齢

性別	20代	30代	40代	50代	60代	70代	小計	不明	合計
男	1	2	3	5	2		13	1	50
女		4	12	14	5	1	36		

(2) 住 所

市町村名	人数	市町村名	人数	市町村名	人数	市町村名	人数
千葉市	9	成田市	12	八街市	3	山田町	1
銚子市	1	佐倉市	3	富里市	1	三芳村	1
船橋市	1	習志野市	1	酒々井町	1	東京都	1
野田市	2	柏市	1	栄町	1	不明	
佐原市	1	我孫子市	1	下総町	1		
茂原市	1	四街道市	6	小見川町	1	合計	50

(3) このタウンミーティングを何で知ったか

ホームページ	2	その他	7
チラシ	1	不明	2
所属の団体・会社から	38	【合計】	50

食の安全・安心確保のための北総地区タウンミーティング

会場からの意見発言

- ・ 消費者はということをしたら良いのか、消費者の役割についての例をあげていただけると嬉しい。
 - 事業者は保存方法等の表示をして、県はその表示等のチェックをし、消費者はその保存方法どおりに保存し、飲食をする。
 - また、県や事業者は食品に対する適切な情報を提供する必要があります。
 - 消費者は、その情報を正しく受けとめ、理解し、風評被害がおこらないように合理的に行動することが、消費者に求められる役割だと思います。
- ・ 安心については、個人によってかなり差がある。それを行政がどこまで担保すべきかという問題と「こうなれば安心」の基準を教えていただきたい。
- ・ 製造者等には、トレサビ等の負荷をかけているが、消費者は賞味期限が過ぎていれば飲む牛乳まで処分している。
- ・ 消費者は、食べられるものの判断を自分ですべきではないか。自分の舌を鍛える、食品を見る力を養う必要があるのではないか。
- ・ 製造年月日の表示が見えないときがある。表示方法をキチンとしていただきたい。
- ・ 牛乳についても、昔、母から沸かして固まったら駄目だと教えられたので、沸かして判断すると、かなり日付の経過した牛乳でも大丈夫だとわかる。
- ・ 日付に惑わされずに、自分の舌や感覚を信じたい。私たちは、上の世代から教えてもらいましたが、今の若い人たちは教えてくれる人もいないので、日付に頼るしかなく不安を感じます。
- ・ 遺伝子組換え食品の影響についても知りたい。
- ・ このタウンミーティングは、条例につながるものとして大変期待しています。
- ・ 使い勝手の良い条例になれば良いと思います。
- ・ タバコのポイ捨て条例のようにペナルティがあれば、守っていくものとして身近に感じられる。
- ・ この条例の中にも、具体的なペナルティのようなものがあって、それが実効力のあるものになれば良いと思います。
- ・ 消費者と専門家は、情報量が圧倒的に違うので、条例の中で消費者が情報を確保できるようにしていただきたい。

- ・ 学習の場、情報公開の場等で情報共有できる、普通の暮らしの中で学んでいけることもあれば良いなと思います。
- ・ 条例は、消費者にとって安全な食を確保するために制定するものであり、生産者にとっても、消費者の要望によりきれいな野菜を作るために、無駄に農薬を使用するという事が、安全ではなくなるという側面もあるので、基本理念に権利をいれて欲しい。
- ・ 牛乳の日付は、食の安全・安心の目安なので、日付誤りなどは行政で指導して欲しい。
- ・ 製造者にも、危機管理をしっかりとって欲しい。
- ・ 高橋先生のお話の中で、事故を事件にしないということは、すべての食品に対して大切なことだと感じ、一番良い話でした。
- ・ 暮らしの豆知識という冊子の中で、遺伝子組換え原料を使ったものでも、醤油等については、表示の必要はないと書いてありましたが、千葉県の条例ではどう考えていますか。
- ・ 遺伝子組換え食品の表示は、わかりにくいもので、消費者に誤解を与えるものです。
- ・ 遺伝子組換え原料が5%以下なら、遺伝子組換え食品の表示は不要となっているので、表示がない食品でもほとんどに遺伝子組換え原料が含まれているという実態があります。
- ・ 表示の問題点については、もっと良いものに変えていくように、生協を含めて、消費者として考えていきたい。
- ・ 条例の中でも、消費者に誤解のないような情報公開をしていただきたい。
- ・ 生産者の立場としての遺伝子組換えの話ですが、昨年の実態調査から、遺伝子組換え菜種のこぼれ種からの自生が報告されています。
- ・ 日本農業新聞によると、菜花の産地である三重県では、種子と栽培された菜花について、遺伝子組換えかどうかのチェックをしているそうです。
- ・ 千葉県は、巨大消費地への供給の責任から遺伝子組換え菜種の自生問題、交雑の防止を条例に盛り込んでいただきたい。

- 油を取るための大豆は、ほとんど遺伝子組換えの大豆です。
 - 菜種油も大部分が、輸入ですが、これも遺伝子組換えの菜種です。
 - 醤油の油粕からとる場合の原料も、遺伝子組換えの大豆が多いはずですが。
 - 表示の義務は、JAS法の規定で、たんぱく質として利用する豆腐や納豆は表示義務がありますが、大豆油や醤油は遺伝子組換え大豆を使用していても表示の義務はありません。
-
- たばこの表示に「健康のため、吸いすぎに注意しましょう」とあるように、遺伝子組換え食品にも何か必要ではないか。
 - 30年ぐらい前の東南アジアで「緑の革命」というものがおこり、新しい稲の品種と大量の農薬や化学肥料を使用すれば、今までの数倍の収量が望める夢の農業だといわれました。
 - その後、ある程度は、収量があがったが、途中から横ばいになり、最後には減収となってしまった。
 - 結果、伝統農法がなくなり、在来の種がなくなってしまった。
 - 今になると、伝統農法の復活や在来種の復活を始めているが、遺伝子組換え技術もこれと同じではないか。
 - DDTやPCBは、当初は大発見であったが、今は悪魔の物質と言われている。
 - 遺伝子組換えは、自然界では起こりえない技術なので、危険性をもった技術だと指摘する人もいる。
 - 条例の中に遺伝子組換えについてキチンと取り入れて欲しい、千葉県は先見の明があったといわれるような条例を作って欲しい。
-
- 伝統農法での作物に、注目していかななくてはいけない。また、条例の中にそのようなものを大切にしていくことを入れていただきたい。
 - 自家採種の種からとれた作物を食べると、基礎体温が上がり、病気に強い体ができるので、条例では、そのような農業を展開していただきたいという項目を入れていただきたい。
-
- 7月に食育基本法が制定されましたが、生産現場と食卓が離れ、子供たちにとっても切実な問題だと思います。
 - 遺伝子組換えがでてくることにより、地域の生態系とか多様性が失われる可能性がある。
 - GMOフリーゾーン宣言運動といって、遺伝子組換えのものを作らない、使わない、食べないという運動をしています。

- ・ そのような運動も、県で支えていただけるような仕組みを作っていただきたい。
- ・ 遺伝子組換え食品は、人類がこれまで食べてきていない食品です。
- ・ その影響は、私達の子供や孫にでてきて、大変な問題だと思うので、北海道のように交雑防止を入れていただきたい。
- ・ 顔の見える生産者が作ってくれるものが、安心とを感じる。
- ・ 地産地消、有機農業の推進を更に進めていただきたい。
- ・ 学校給食の中で、遺伝子組換え食品を使用しないことも方向として、目指していただきたい。
- ・ 食に対する意識が高い人や興味がある人が、多いようですが、若いお母さんが少ないと思います。
- ・ 子供の健康を願って、お母さんたちに意識を持ってもらうような場があれば良いと思う。もっとたくさんの人にアピールして、意見をもらったほうが良いと思う。
- ・ 皆が、意識を持っていれば、生産者も消費者にとって安心な物を作っていくのではないかと思います。
- ・ 規制を考えるのであれば、安全を中心に考え、安心の規制は難しい。
- ・ 科学的な根拠に基づく安全を中心に規制を考えていただきたい。
- ・ 学習の場が不足している、消費者が知らないことが多いので、行政が情報公開をすることにより、消費者1人1人が力をもてるように、勉強していかなければいけない。
- ・ 条例は、どのようにわかり易く県民に告知するのか、県の広報には掲載されると思いますが、新聞をとっていない人には、配達されないので、どのような方法で告知されるのか教えてください。
 - ▶ 広報は、途中でパブリックコメントをとりますし、制定後は、HPや広報誌、県報、各種講習会、事業者に対する講習会等いろいろありますが、そのほかにも良い広報手段があれば、とっていきたいと思います。
- ・ 多くの県民の食生活の実態を踏まえることが重要、現実的に素材から調理したり、レトルト食品や惣菜を利用したり、外食をしたりする人も多いと思います。
- ・ 若い女性の間では、サプリメントが流行しているとか、小さい子供は、スナック菓子や清涼飲料水が大好きとか、高齢者には、コンビニのお惣菜が貴重な存在になっている等の多様化、複雑化している。

- 地産地消とかスローフード運動も大事だと思いますが、食生活は誰かに強制されるものではなく、それぞれの価値観や生活スタイルの中で、自分の責任で決めるものだと思います。
- 消費者は、それぞれの価値観や生活スタイルの中で、自分の責任で決める食品が、県産品であれ、輸入食品であれ、食品の素性を正確に知る権利、科学的知見に基づいて安全が保障される権利を持っている。
- 1つの例として、外食産業の原材料の産地表示については、明確な基準がないため、現在国がガイドラインを作成している。
- この法的規制のないガイドラインを行政や千葉県の事業者がどのように受け止めていくか、県民すべてで考えていくことが、リスクコミュニケーションの目的ではないか。
- 関係者が力を合わせて、様々な問題に対処できるような、消費者にとって心強い武器であるような条例にすべきではないか。

食の安全・安心確保のための北総地区タウンミーティング アンケートの回答内容

タウンミーティングの感想、ふだん食の安全について心がけていること、感じていることなどについての回答。

タウンミーティングの感想について

全般

- たくさんの問題を聞くことができ、有意義な時間でした。
- いろいろな角度からお話が出て良かったと思います。
- もっと消費者として勉強しなければいけないと思いました。
- 良い話し合いでした。
- 食品の安全・安心についてみんながいろいろなことを考えていると痛感しました。
- いろんな方の話が聞けて勉強になった。
- 話が具体性に欠けていたため、理解しにくかった。
- 内容が難しく、理解が大変でした。
- 前回(千葉)より、時間が経過していることもあってか、雰囲気、様子が違うのに驚きました。
- 遺伝子組換えは、やはり皆さんが一番興味のあることだと感じました。
- 安全と安心はセットで言われているので、同じような感じでしたが、よく考えたら違います。それに今更ながら気づきました。
- 安心と安全の違いについて認識できた。

- こういう催し物に誰でも気軽に参加できたら、若いお母さん方も参加してもらえるかと思います。
- 広く、たくさんの方に情報を提供しようということであれば、個人でも(肩書きがなくても)参加できる場が必要だと思います。
- 消費者の方が多い中で、生産者が多く参加できたらと思います。
- 消費者だけでなく、様々な生産者、事業者など立場の違う人がもっといたら良かったと思います。
- このようなタウンミーティングのことは南部に住む私には知る機会がなかった。(今回は知人から聞いた。)
- 人口の多少に関わらず、消費者、生産者を問わず、参加できる機会をつくるべきではないか。
- 主催者の方が出席されているかわからないので、わかりやすくしてほしい。

- 話の主題が遺伝子組換えになっていたが、これについては県のレベルでは管理しきれない(北海道と違い、千葉は隣県と地続き)ので、今回要望が多かったことをきちんと国に上げてほしい。県の条例としてはあまり実情に合わないと思われる。
- 私達消費者は、業者、行政を信頼して食っていますが、事故が起きた時は消費者が被害を受けることになるので、国だ、県だと分けないで、食品については全国統一した条例を作してほしいと思います。
- 消費者団体、農業者の方をはじめ、多くの参加者から遺伝子組換え食品の危険性に対する否定的見解が出されましたが、世界の人口増大に食糧生産が追いつかない現状を考えると、気象変化耐性の強い種を育て開発する農業技術革新としての側面をもつ遺伝子組換えのプラスの側面に光を当てることも不可欠であると感じました。
- 遺伝子組換えについては、商業栽培禁止や交雑防止を入れていただきたいと思います。
- 千葉県では遺伝子組換え作物は作らない、作らせないとしてほしいです。
- 食品安全条例の策定に大変期待したいと思います。
- このタウンミーティングの内容が活かされるような方向にお願いします。

基調講演について

- 講演については、難しかったです。もう一度資料を読み返したいと思います。
- 大変勉強になりました。
- 条例の内容は、高橋先生のパワーポイントで理解すべく受け止めていきます。その上で、消費者としての役割をどのように進めていくか考え、行動していかなければならないと思っています。
- 高橋先生の条例論点の整理はわかりやすく、興味深かったです。
- 高橋先生のリスクの考え方は、私なりによく理解できました。
- 高橋先生のお話は、とてもわかりやすく自分の中で考えることができました。
- 高橋先生のお話はとてもわかりやすかったと思います。現状を分析して私達に問題提起されたと思います。
- 高橋先生のお話の中にあつた消費者の技術後退の背景には、子供が家事の手伝いをする時間がないくらい勉強に忙しいこと、女性の社会参加で料理の時間がないこと、男性も含めて就労時間が長すぎて食事を作ることにウエイトを置けなくなっていることなどもあると思います。人間らしい生活ができる社会が大前提かも。

報告について

- 県の方の報告は、作業の流れはわかりましたが、どの程度話が進んでいるのか、具体的な様子は伝わらず、残念でした。
- 条例の件、多少わかったので良かった。
- 検討中の基本的な施策の中で、高橋先生のお話の「危機管理」と「危害申出」抜けているように思います。このことが大切だと思っています。
- 基本的な施策が実行されるための行動計画も規定すべきであり、その進捗を管理する機能も加えてはどうか。
- 科学的知見を実行するのに対し、どのような内容を情報開示するのか。
- 作業部会の検討状況報告の中で、GMO の問題が全然入っていなかった。千葉のタウンミーティングで生協からかなり意見が出ていました。意見が反映されていなかったのはどうしてでしょうか。
- 「消費者の役割」は、開示された情報を正しく理解できるように勉強していくことだと思っています。

会場からの意見発言について

- 意見が出て良かったと思います。
- 参加者からの意見交換が活発で興味深かったです。
- 消費者、農業生産者双方の意見が聞けて良かったと思います。
- 質問をした人に対する答えを求めてから次に進めるようにした方が良いと思います。
- 司会者、生産者、加工業者、製造者、消費者が、それぞれの立場で答えを出し合えたらもっと良かったと思いました。
- 会場からの意見発言は有意義だったが、司会者の二人の身分が良くわからなかった。発言者に所属・名前を求めるなら、自分たちの身分もはっきりさせてほしかった。
- 若い親御さんの発言は、参加のデザインの不備をつくものとして重く受け止めました。
- 五感で食べることを忘れていたような気がします。(それを言葉で伝えるのは大変ですが。)
- 丸山さんの意見はとてもわかりやすかった。
- 遺伝子組換えに関わる発言が多く、大切なことではあります。しかし、一点に集中することは避けるような進行努力はみえましたが、参加する方のデザインを考えた方が良いと思います。
- 食品安全対策室の方の説明では、遺伝子組換えは表示がされているのでもう大丈夫という内容で、問題だと思いました。

ふだん食の安全について心がけていることについて

- スーパー等での買い物については、産地や生産者の明記されている商品を購入するようにしています。
- 野菜は国内産を購入する。
- 多少値段が高くても、外国産のものは買わずに、国内産を選ぶようにしている。
- スーパーで買い物するときは、産地を確認します。
- 野菜等で、生産者の住所・氏名が記載されているものは安心していただけます。
- 国内産、特に千葉県産を求めるようにしています。
- なるべく国産のもの、顔の見える生産者のものを食べるように心がけています。
- 国産の食品を食べている。輸入品は日本の農業を守るためにも食べない。
- 素性が明らかで、背景が感じられるものをなるべく選んでいる。
- 国産の原材料でつくられたものを選んでいる。
- 生産者、生産体系、流通が明確になっているものを手に入れるように、生協を利用して努力はしているが、外食をした場合等不安である。
- なるべく生産者のことがわかるような食品を選んでいます。

- なるべく添加物のないものを生協で購入している。
- 加工品は、どんなものが添加されているかチェックし、できるだけ少ないものを購入する。
- 輸入果物を購入する際は、農薬がどう使われているかをチェックしている。
- 米は米屋さんで、農薬などの話を聞きながら求めている。
- 心がけているのは、農薬を使っていたり、添加物を使っていたにしても情報がきちんとわかっていることです。
- 添加物が入っていないものを選んでいる。
- 添加物、農薬、遺伝子組換えなどの表示を気にしている。
- 遺伝子組換え食品は選ばない。

- 加工品に関しては、自分のわかる範囲で安全だなというものを購入しています。
- 日常食材は、食の安全を意識し、エルコープから買っています。
- できるだけ安全な食材を選び、料理しているつもりだが、個人では確保できない部分もある。
- 安心・安全・素性の確かな食品を選んでいる。
- 野菜を買うときは、少々穴があいていそうなものを買っている。
- 表示について必ず見る。

- 何%引きと出ている、当日食べるものなら買って食べている。
- 表示を見てアレルギーをチェックしている。
- 野菜は新聞紙に包んで保存しておく。(ものによって保存に注意する。)
- 情報は広く聞くようにする。
- 食事は、時間がかかっても、できるだけ手作りを心がけています。
- できるだけ自分で料理するように心がけています。

- 私は生産者ですが、トレーサビリティなどを始めていますし、土の作り方(ボカシ法)などに取組んでいます。
- 生産者として、安全な製品を製造するために衛生面に特に心がけています。
- 生産者として、日付管理は特に厳しくチェックを行い、消費者に不適合製品がいかないよう努力し、安心を確保できるよう取組んでいます。
- 生産者として、JAS等の消費者へのPR、理解を広める。

ふだん食の安全について感じていることについて

- 私達が生きていく上で、食の安全・安心はなくてはならないことです。
- 根拠のある安全、誠意の伝わる安心、消費者も常に知る姿勢を持つことが大切だと思いますし、伝え手とのつながりをみていくことも必要だと思います。
- みんなが考えていることがわかりますが、このような社会にしたのは消費者だと思います。(例えば、曲がったきゅうり等を買わない等)
- 「生産者の責務」とは、JA等を主体として、情報開示・指導・意見交換を行わなければならないと思う。
- 遺伝子組換えは問題外。
- 最近はあまりにも食への不安が募っています。
- 生産者との顔の見える関係を大事にしたい。
- 生産者、消費者等関係者のリスコミが重要なこと。
- ふだんから食育などで食の距離を感じ、考えているので、消費者は、権利もあるが、消費する＝経済を動かす＝生産体制(生産地等)の方向まで動かしているということをもっと学んでいける場を作っていけるようにお願いします。
- 遺伝子組換え問題、農薬の空散問題等不安に感じている。そこを条例で安心にもっていただきたい。
- 蓄積が怖いと思っているので、毎日食べるものは安心して口に入れたいです。良いものが近くのスーパーで手に入ることを願っています。
- 牛乳など、期限が過ぎても腐らないように思え、何かが添加されているのではと思うことがあります。腐りにくいものは疑ってみても良いのではと思っています。
- 千葉県には成田空港があり、遺伝子組換えのこぼれ種などが落ちて広がったらどうしようと思います。

- 食の安全は、消費者、生産者双方の努力により、顔の見える関係の作り上げなしでは、決して得られないものであると思います。
- 生産努力やこれから改善向上していくという意志の感じられること。
- 食と農の「乖離」を感じる。
- 遺伝子組換え植物・食品等について、情報開示を求めています。
- 国内自給・国内の農業を守ることが、広く地球環境を守り、子供達が安心して生きていける世界につながっていくと思っています。
- 食の安全については、消費者からますます見えにくくなっており、その影響も次世代に及ぶようなものも出ています。

消費者、生産者、製造・加工業者、行政などに対する要望などについての回答。

消費者に対する要望などについて

- 消費者が勉強をして強くなると、食の安全・安心は確保できないと思います。
- 私達消費者は、こうしてほしい、こうあれば、と要求するばかりではなく、生産者の努力を評価し、手を携えて進めていくべきだと思います。
- 見栄えの悪いものでも安全が優先との消費者教育が必要と感じる。

生産者、製造・加工業者に対する要望などについて

- 消費者として「最小限の農薬の必要性について消費者にも理解が求められる」と思っていました。「適正農業規範」基準をクリアしないものは販売しないということをお聞きし、少し疑問がクリアしましたので実現してほしい。
- 生産者、製造・加工業者は危機管理をしっかりと受け止めてほしい。
- 表示については、誤りがないようにしてほしい。
- 表示についてわかりやすく表示してほしい。
- 農業生産者の方にエールを送ります。
- 各部門の方々が食の安全について、「自分が食べるとしたら」を基本理念として、おいしいものを作ってください。
- 生産者、製造・加工業者は、情報開示をお願いしたい。
- 生産過程において、情報と表示を、法律に規定されるものだけでなく、消費者にわかりやすい、選択しやすい表示をしていただきたいと思います。
- 県内生産者が、大手メーカーとの違いを確立するためにも、県内消費者とつながるような取組みを期待します。

行政に対する要望などについて

- 個人個人が自分で判断できるよう情報公開をしてほしい。
- BSE が発生すると検査員はかかりきりになり徹夜と聞きました。その他 O157 などが起きても人員不足で後回しになることがあるそうです。行政は、適正な人員配置で県民の安全を守ってほしい。
- 賞味期限等の日付の場所が見つけない。表示の改良をしてほしい。
- 賞味期限、消費期限の 2 つを記載できないでしょうか。腐っていない、食べられるのに賞味期限が多少過ぎて捨ててしまうのは、もったいないと思います。
- 私達消費者は、店頭に並んでいる商品は安全なものとして口に入っている受身であり、国産と表示してあるものを購入しても、それが真実なのかわかりません。弱い立場の消費者のために、行政は厳しく取り締まってほしい。
- 袋物等の加工食品の賞味期限の印字の部位を統一してほしい。
- GM 作物を原料として使用している食品全てに表示をしてほしい。
- 口に入るもの全てに正確な表示義務を求めます。
- 県内に多数いる有機農業生産者は、千葉の知名度を上げる資産だと思います。千葉の豊かな自然を守り、次世代につながる有機農業を続けていけるよう、遺伝子組換え作物交雑防止を求めます。
- 若い世代へのアピールを考えていく必要性を感じました。新聞を取らない世代が増えており、広報の仕方を考えていかなければと思います。
- 行政の一元出荷以外の生産者団体への支援、理解。
- 県農林水産部の職員の意識変革も必要。
- 基本的に行政は信用していません。
- 国は消費者よりも業者の味方だと思っています。
- 個性あるおいしい食品をつくる県内の伝統製法、農法などを奨励し、広く知らせる努力を県の施策に反映させていただきたい。

条例に関する要望などについて

- 消費者が正しい食の知見、情報を得られるよう(偏った、条件を明示しないメッセージに踊らされないよう)各立場が責任を果たせる食のモラルの確立に向けて、条例策定を進めてください。
- 食品安全条例の制定について、後発県の強みである「いいとこ取り」をぜひ考えてください。(例)申出制度の導入、北海道のように遺伝子組換え作物の交雑混入防止条項を入れる。(今秋制定予定の新潟県でもこの条項を入れるべく検討中とのこと。調査して作業部会で検討願う。)
- 男女共同参画条例のような結果にならないよう、十分な検討をしていないと、圧倒的多数の農業者らが支持する先生方に政策の具にされると思う。
- 北海道の条例に盛り込まれた GM のことを具体的に入れてほしい。
- (行政に対して)今まで健康福祉部で行ってきたタウンミーティング(TM)は、そ

れを始めとして、市民・県民の中に自ら動き、運動として広げていくというような現象が起こっていると感じています。食の安全の TM については、それを感じられません。たくさんの市民・県民の声を聞き、政策に反映してゆくことが必要と感じます。もっと多くの TM を開催し、運動を同時に広げられるようにしっかり考えていただきたい。

- 作業部会も時間がない中、大変だと思いますが、時間・期間を延長してでもぜひ検討してください。
- 今のままでは、県民の意見を聞き取る場が少なすぎです。
- 関係機関や市民等から様々な意見・要望がどれくらい条例に取り入れられるのでしょうか。

- 北海道の条例にならって、遺伝子組換え交雑防止についての条項をぜひ入れてほしい。農業生産県としての信頼に関わると思う。
- 遺伝子組換え食品の使用表示の基準が一番気になっている。条例にはっきりしたものを出してほしい。
- 遺伝子組換え作物が輸入されています。その安全性については未確認で、疑わしい部分が多いと思われます。
- 千葉県は生産県であり、組換えされた種子との交雑が心配です。知らないうちに自生したり、交雑することで、生態系が壊されていく可能性があります。生産者が GM 作物は作らないでほしいのはもちろんのこと、「交雑の防止」を条例にぜひ入れてほしい。

- 農薬使用について、法の範囲であれば問題なしとするのか。可能な限り最小限にとどめる義務を課すかを検討されたい。
- O157 問題のように、直接食する場合の HACCP 対応について、年限を区切って求めるべきかを検討されたい。
- 健康問題(予防医学)を踏まえた、食の安全・安心についても十分検討されたい。

- 条例ができたら、どのような方法で、どの程度詳しく、どのくらいわかりやすく県民に告知するのですか。ホームページや広報はとても限られた人しか見ません。興味のない人の目にも日常的に触れるようにしてほしいです。(スーパーの野菜売場、ファミレスなど)
- 条例ができたら、消費者がより多く目に触れるような、スーパーなどにも掲示し、広くわかりやすく知らせてください。

- できた条例を県民に対してどのように周知させていくのかに大いに関心があります。

- 絵に描いたモチにならないようにしてください。
- 制定後の説明会などは細かく、特に若いお母さん達へ伝わる努力をお願いします。

その他

- 地産地消を進めていく上で、生産者との交流・信頼関係が与えられる場を作ってほしい。お互いに生産者の立場、消費者の立場での学習が必要と思う。
- マスコミで新野菜の研究が進められているとの情報を得た。生産地ならではのメリットなので、効能などを含め交流を進めていければと思う。
- リスクコミュニケーションの確立。
- 消費者の知る権利。
- 誠意を持って。うわべだけの安全は不要。
- 遺伝子組換え (GM) の話に触れられなくて残念。安全性が確認されていないことや、種子の独占企業が出てしまうなど、不安な面はたくさんあります。種子汚染は有機農業をも脅かすといわれています。千葉は農業県でもあり、都市でもあり、小さな生産者団体がたくさんいます。有機農業は良いという流れがあるのに GM については作付け規制が厳しくされていないというのは、小さな団体であるほど大きな不安のなるのではないのでしょうか。
- お互いに正確な情報交換をすることで、安全・安心な食生活を送ることができると思っています。
- それぞれの関係者が、それぞれの立場で、責務や役割を果たすこと。
- それぞれが連動していける形をきちんと機能させてください。
- 野菜については、農薬はどのくらいの回数、肥料はどのようなものを使っているのかが知りたい。
- 酪農家はどんな飼料を与えているのか知りたい。
- 若いお母さん方が参加しやすいように託児をつけてはどうでしょうか。参加アピールを積極的にしてほしい。
- 子供達の将来が心配。

